告訴権の濫用的行使と民事不法行為責任(一)

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学法律研究所
	公開日: 2013-01-31
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 黒澤, 睦
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/13522

法律論叢 第八四巻 第六号 (二〇一二・三)

論 説

告訴権の濫用的行使と民事不法行為責任(一)

澤

睦

黒

告訴任意代理人弁護士の不法行為責任

総合的検討

Ŧi. 四

比較法的考察 歴史的考察 類似の制度との比較

目 次

関連判例の俯瞰と要点

関連判例の分析と問題の所在(以上、本号)

むすびにかえて

はじめに

適正訴追請求権、 他方で、「被害者ないし被害者の側に立つ者の手続関与の形態」と位置づけられることもある。さらに、近年の犯罪被 害者を重視した法政策の中では、犯罪被害者の権利としてその重要性が増しており、より具体的に、適正捜査請求権 告訴は、 親告罪においては訴訟条件となるが、非親告罪では捜査の端緒に過ぎないとされることが多い。しかし、 情報入手権、親告罪における捜査制止権として、告訴は再評価されるべき時期に来ているように思

実際上ありうるわけである。 ことができないのに告訴をする場合や、告訴をすることはできるがその行使が不適切な場合(狭義の濫用的行使)も、 〇九条以下。以下では「民事不法行為責任」または単に「不法行為責任」と略す。)が、その法的対応手段のひとつに このような告訴権の濫用的行使ないし不当告訴に対しては、民事法における不法行為による損害賠償責任(民法七 ところで、告訴は常に適正に行使されるとは限らない。告訴権の濫用的行使ないし不当告訴、すなわち、告訴をする

なりうる。また、不法行為責任は、濫用的不行使に対しても、さらに、狭義の濫用的行使や濫用的不行使に対しても、

法

度に躊躇させるおそれがあることをも意味している。そこで、正当な告訴を躊躇させないような、〈適度に〉柔軟な不 しかし、その柔軟性は、逆から見ると、適用されるべき事象が不明確になり、 告訴を行おうとする者に、 告訴を過

法行為責任論が求められることになる。

柔軟に対応できるものである。(3)

討を行う。 本論文は、以上のような問題関心から、さしあたり、告訴権の濫用的行使に対する不法行為責任の成否について検 しかし、 本論文の究極的な目的は、 犯罪被害者の権利、とりわけ告訴権について、その本質と限界を探る

当告訴の問題を取り上げるものは、ほとんど見受けられない。さらに、刑事法学を主たる研究領域とする筆者が、民事(4) 法学でもとくに議論の多い不法行為責任論に属する問題を論じることは、思わぬ初歩的な誤解から見当違いな立論を 論文での問題提起そのものは、学理および実務において重要な意義があることには違いないはずである。本論文を批 な研究のためには避けて通れないものである。また、仮に本論文に不正確な理解や立論が含まれていたとしても、 してしまうおそれもある。しかし、告訴権の濫用的行使と民事不法行為責任の関係を論じることは、右に述べたよう ところで、不法行為責任論が属すべき民事法学においても、不法行為責任との関係で告訴権の濫用的行使ない

判の対象として民事法学からの専門的な検討がなされることを期待して、あえて広範な検討を行うこととしたい。

似した制度における議論を確認する〔三〕。さらに、歴史的考察として、告訴人の不法行為責任に直接関係する治罪法 ついて検討する〔六〕。さらに、被害者支援との関係で大きな問題となり得る、弁護士が告訴任意代理人(刑事訴訟法 いて総合的な検討を行い、あわせて、 ツにおける議論を取り上げる〔五〕。以上を踏まえて、告訴権の本質と限界を視野に入れて告訴人の不法行為責任につ し、その要点をまとめる〔一〕。次に、それらの関連判例を分析することで、問題の所在を明らかにする〔二〕。そし 六条における告訴人が悪意重過失の場合の賠償義務を中心に検討を加える〔四〕。また、比較法的考察として、 以下では、まず、告訴権の濫用的行使をめぐる実務上の問題状況を確認するため、この問題に関連する判例を俯瞰 告訴権の濫用的行使への法的対応論の全体像における不法行為責任の位置づけに配慮しつつ、不法行為責任に類 実務上大きな意義を持つであろう不法行為責任の成否に影響を与える諸事情に

1

告発、

通報・申告等に関する判例

示しつつ、検討を加える〔七〕。 〔以下、「刑訴法」と略す〕二四〇条)になった場合の不法行為責任について、当該問題に直接関わる判例をさらに提(6)

一 関連判例の俯瞰と要点

(一) 関連判例の俯瞰

律

論

法

に具体的に言及している。

である。ただし、大審院判例として、後掲【1】大判昭三・一〇・一一は、基準論には言及していないが、過失の内容 り、後掲【11】最判昭三八・一一・一二は、告訴内容が事実と大きくずれている場合の不法行為の成否に関わるもの 最判昭三三・七・一は、損害賠償を求める原告に告訴人に故意・過失があったことの立証責任があるとしたものであ

告訴が不法行為を構成するか否かについて、その基準論に正面から言及した最高裁判例はない。すなわち、後掲【8】

不法行為に基づく損害賠償責任を免れないことが判例上認められている」との理解もある。しかし、下級審判例を詳 客観的根拠を確認してなすべき注意義務があり、かかる義務を怠って告訴又は告発をした場合には、相手方に対して がある。このような下級審判例の理論について、「告訴又は告発をするに当たっては、犯罪の嫌疑をかけるのに相当な 細にみていくと、その具体的な内容・基準は決して一定ではない。さらに、関連判例を俯瞰した後に分析するように、 これに対して、下級審判例には、告訴が不法行為を構成するか否かについて、その基準論に正面から言及したもの

とがある。このような二つの観点は、すでに【1】大判昭三・一〇・一一においても、必ずしも明確ではないものの、 《A》告訴制度の趣旨・目的をも重視しているものと、《B》被告訴人の不利益・負担の観点のみを重視しているもの

成否に関する裁判例を確認していく。当該問題に関する判例としては、以下のものがある。(9) 指摘されていた。 これらの問題を明らかにするため、 以下では、捜査機関等に対する告訴、 告発等の違法性の有無ないし不法行為の

凡例

*違法性ないし不法行為の成立が認められたもので、故意のものは〔故意肯定〕、過失のものは〔過失肯定〕、認め られなかったものには 〔否定〕を付した。

*告訴以外の事項が問題となったものには、末尾の 〈 〉内に、その事項を記載した。

- 【1】大判昭三・一〇・一一新聞二九二二号七頁〔過失肯定〕
- 3 2 山口地下関支判昭二七・八・二九下民集三巻八号一一八一頁 松江地益田支判昭二六・八・二〇下民集二巻八号一〇二〇頁〔過失肯定〕 〔過失肯定 (届出)
- 4 仙台高判昭二八・三・二五下民集四巻三号四二七頁〔過失肯定〕〈指示申告・告訴
- 5 甲府地判昭二八・四・二二下民集四巻四号五九八頁〔否定〕
- 【6】大阪高判昭二九·一二·二五下民集五卷一二号二一○六頁 【7】広島地呉支判昭三一・二・六下民集七巻二号二三四頁〔否定〕〈通告〉 [過失肯定]

- 8 最判昭三三・七・一裁判集民事三二号五四三頁〔否定〕
- 9 東京高判昭三四・一一・二八東高民時報一〇巻一一号二六七頁〔否定〕
- 東京高判昭三五・二・二五東高民時報一一巻二号四九頁〔過失肯定〕〈指名申告〉
- 11 最判昭三八・一一・一二裁判集民事六九号一八一頁〔過失肯定〕
- 12 京都地判昭四一・三・九判時四四八号五四頁〔過失肯定〕〈通報

千葉地館山支判昭四三・一・二五判時五二九号六五頁 [過失肯定]

本人+代理人弁護士

13

- 14 岡山地判昭四五・二・二六判時六〇九号六六頁〔否定〕
- 15 岡山地判昭四六・二・二三判時六三五号一三七頁〔否定〕
- 16 東京地判昭五二・六・一四判時八八三号五〇頁〔否定〕
- 【17】大阪高判昭五五・九・二六高民集三三巻三号二六六頁〔否定〕

千葉地判昭五六・一〇・二六判時一〇三八号三三四頁〔否定〕

20 19 東京高判昭五九・七・一六判時一一二三号九一頁〔否定〕 東京地判昭五七・二・二二判夕四七四号一四六頁〔否定〕〈申告〉

法

18

律

- 21 大阪地判昭六○・八・七判夕五七○号五九頁〔否定〕〈告発〉

東京地判昭六一・六・一九判時一二二九号一一二頁〔故意肯定〕

22

- 宮崎地判昭六二・一〇・二〇判時一二七〇号一三〇頁〔故意・過失肯定〕
- 【参考1】最判昭六三・一・二六民集四二巻一号一頁 (否定) 〈訴えの提起
- 【24】東京高判平一・三・二二判タ七一八号一三二頁〔過失肯定〕

- 【25】東京地判平二·一二·二五判時一三七九号一〇二頁〔故意肯定〕
- 26 東京地判平五・一一・一八判タ八四〇号一四三頁〔過失肯定〕弁護士
- 【27】東京地判平一〇・二・二〇判タ一〇〇九号二一六頁〔過失肯定〕
- 29 28 宮崎地判平一二・五・二九判時一七三三号九四頁〔故意肯定〕本人+代理人弁護士 大阪地判平一一・三・三一労働判例七六七号六〇頁 〔過失肯定〕
- 【30】東京地判平一四・一二・三 LexisNexis [肯定]
- 【31】東京地判平一六・三・一九 LexisNexis〔否定〕
- 【32】東京地判平一六・一一・二九判時一八九四号二六頁〔否定〕
- 34 33 高松高判平一七・一二・八判時一九三九号三六頁〔否定〕代理人弁護士 大分地判平一七・五・二六最高裁 Web サイト〔否定〕〈告発、記者会見〉
- 35 【参考2】最判平一九・四・二四民集六一巻三号一一〇二頁〔過失肯定〕〈弁護士懲戒請求〉 長野地上田支判平二三・一・一四判時二一〇九号一〇三頁 [過失肯定] 本人+代理人弁護士
- 〔【35-2】東京高判平二三・一二・一四公刊物未登載(本件控訴審判決)について、本分割掲載末尾の 36 東京地判平二三・二・九最高裁 Web サイト〔否定〕 [補遺]を参照
- 【32】東京地判平二三・四・二一判タ一三五五号一七四頁〔故意肯定〕

(二) 関連判例の要点

次に、告訴による不法行為の成否に関する基準を中心に、それぞれの判例の要点をまとめ、 関連する判示部分を引

諸事情を検討するためである。

法

律

【1】大判昭三・一〇・一一新聞二九二二号七頁〔過失肯定〕

た、損害について、《B》被告訴人が「名誉ヲ毀損」され、「精神上ノ苦痛ヲ受ケタ」とした。過失の具体的内容とし それに至らしめたのは告訴人の過失であるとして、相当因果関係を肯定している。 て、認識力が十分ではない者が暗い夜に一瞬で認識した事実をその者から聞いて「軽信」したことを指摘する。さら 申し立ててその者に「損害」を被らせたときは不法行為となり、適法な権利の行使ということができないとした。ま 立てに関して、《A》一般論として「権利ノ行使」としつつも、「過失」によって犯人でない者を犯人と誤信して告訴を 本判決は、自己の娘が受けた強姦の被害に関する告訴が人違いであった事案について、過失を肯定した。告訴の申 名誉毀損の直接の原因が警察が公表したり取調べを受けた者が宣伝したりしたことであったことを指摘しつつも、

告人カ同人等ヨリ聞知シテ之ヲ軽信シ被上告人ヲ加害者ナリト判断シタルハ其ノ過失ニ因ルモノト認定シタルハ不法ニ非ス論旨ハ 失ニ因リ被上告人ヲ告訴シ之ニ損害ヲ加ヘタルモノナレハ右告訴ヲ以テ上告人ノ適法ナル権利ノ行使ト云フコトヲ得サルモノトス 原裁判所ノ事実認定ヲ非難スルニ過キサルヲ以テ採用スルニ足ラス被上告人カ強姦ノ犯人ナリト喧伝セラレテ其ノ名誉ヲ毀損シタ 唖者B及同人ノ家ニ在リタル十三歳ノ子守女ヲ以テ認識力ノ十分ナラサル者ト認メ且同人等ノ暗夜咄嗟ノ際ニ認識シタル事実ヲ上 ルハ不法ニ非ス……唖者ハ五官ノ発育十分ナラサル者ニシテ十三歳位ノ小女ハ思慮未夕発達セサルヲ通常トスルヲ以テ原裁判所カ 故ニ原裁判所カ右上告人ノ為シタル告訴ヲ以テ被上告人ニ対スル不法行為ヲ構成スルモノト認メ上告人ニ其ノ損害ノ賠償ヲ命シタ シ被上告人ニ対シ告訴ヲ為シタルモノニシテ之カ為被上告人ハ名誉ヲ毀損セラレ精神上ノ苦痛ヲ受ケタルモノニシテ即上告人ノ過 ル権利ノ行使ト謂フヲ得サルヲ以テ之ニ対シ損害ヲ賠償スルノ義務アルモノトス原判決ノ認定シタル事実ニ依レハ上告人(控訴人) ノニシテ若シ過失ニ因リテ犯人ニ非サル者ヲ犯人ト誤信シテ告訴ヲ為シ其ノ者ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ不法行為トナリ適法ナ 「犯罪ノ被害者カ犯人ニ対シ告訴ヲ提起スルハ権利ノ行使ナレトモ之ヲ行使スルニハ適法ナル範囲内ニ於テ為ササルヘカラサルモ 其ノ娘Aカ何人カニ強姦セラレタルニ際シ同人及其ノ子守女ノ言ヲ軽信シ被上告人カ犯人ニ非サルニ拘ラス之ヲ犯人ナリト思惟

明ニシテ告訴人ト被上告人ノ名誉毀損トハ相当ノ因果関係アルモノト謂フコトヲ得ヘキヲ以テ原裁判所カ之ト同一趣旨ノ判示ヲ為 シタルハ不法ニ非ス_ モ斯カル公表又ハ宣伝ヲ為スニ至ラシメタルハ全ク上告人ノ過失ニ因リ被上告人ヲ告訴シタルニ基クコト原判決認定ノ趣旨ニ依リ ルハ縦令其ノ直接ノ原因カ所論ノ如ク官憲ニ於テ之ヲ公表シタルコトニ係リ又ハ取調ヲ受ケタル者ノ宣伝シタルコトニ係ルトスル

【2】松江地益田支判昭二六・八・二〇下民集二巻八号一〇二〇頁〔過失肯定〕 (届出)

本判決は、客観的事実が存在しなかった事案(窃盗被害ではなく自らの遺失)の届出について、過失を肯定した。

察への届出に関して、「普通人としての注意義務」を問題とした。

き旨抗争するにつき、按ずるに凡そ人が物を他に置き忘れてこれに気付かないと云うことは世上往々見受けることではあるが、こ 前認定のような窃盗容疑者としての取調さえ受くるに至つたものにして、その名誉を毀損せられたと認むべきこと勿論であるから、 のものであり過失ではなく、従つて同被告の本件忘却は不法行為の主観的要件である過失に該当しないから損害賠償責任はこれな 同被告は原告に対し相当額の慰藉料を支払う義務あるや明である。被告Yは凡そ忘却は人間の自然の心理的現象の一つで不可抗力 れは不可抗力と云うべきではなく、それは普通人としての注意義務を怠るが為に起る現象と認むべきである。」 ·然り而して被告Yの前記のような美容院における言動並びに警察署に対する届出は、明に同被告の過失でありこれにより原告は

【3】山口地下関支判昭二七・八・二九下民集三巻八号一一八一頁〔過失肯定〕

訴に関して、「告訴権という公権を私人に認めた制度の立法理由から」、「十分に其の状況事情等を調査して犯罪の成立 本判決は、 客観的事実が存在しなかった事案(窃盗被害ではなく息子による売却)について、過失を肯定した。告

を確信した上でなければ軽々に告訴すべきではない注意義務」があるとした。

とはいずれも当事者間に争がない。 ように逮捕勾留されたこと、及原告両名が其の主張のように起訴され其の主張のような経緯で無罪となつてこの判決が確定したこ 「よつて按ずるに被告が弁護士Kをして原告両名主張のように原告両名をそれぞれ告訴したこと、其の結果原告両名が其の主張の ところで、原告両名は被告が事実はそうでないことを十分知つていて敢て告訴したと主張するが、成立に争のない甲号各証の記

載並原告両名本人の各供述によつてもこれは認められないし、他にこれを認められる証拠がないからこの主張は採用しない。

意義務を尽さなかつたものと認めないわけにゆかない。従て被告にはこの点について過夫があつたものといわなければならない。」 吉丸について船舶原簿に不実の記載をさせてこれを備付けさせたとの事実についてはこれといつた調査をしなかつたことを認めら て単に右Aからのみ聞取り原告両名其の他の関係者について調査しないで直に窃盗罪と推測して告訴したこと、及原告両名が右武 はない注意義務を有することは告訴権という公権を私人に認めた制度の立法理由から当然に推定できる。ところが、成立に争のな い乙第二号証の二、三の記載によると、被告は其の不在中其の長男Aが機帆船武吉丸を原告両名に売買する契約をした事情につい しかし、他人を告訴しようとする者は十分に其の状況事情等を調査して犯罪の成立を確信した上でなければ軽々に告訴すべきで 被告の提出する全証拠によつても右認定を覆すことができず、他にこれを覆し得る証拠はない。そうすると、被告は前述の注

【4】仙台高判昭二八・三・二五下民集四巻三号四二七頁〔過失肯定〕〈指示申告(告訴)〉

《B》捜査機関に対して犯人として特定人を指示申告した場合の被指示申告者の不利益を詳細に摘示したうえで、指示 した。そして、「特定人を犯人と指示して告訴をする場合にはこれにつき特に慎重なる注意を要する」と判示しつつ、 人と断定し、捜査当局に対し被控訴人が犯人たるに間違いなしと申告げたことは少くとも控訴人に過失の責あり」と 「確たる根拠なく、……確めるべきであるのに拘らず、控訴人が漠然たる記憶だけに基いて軽々しく被控訴人を真犯 本判決は、詐欺被害という客観的事実は存在するが、人違いの事案について、過失を肯定した。指示申告に関して、

法

申告との因果関係を肯定した。

律

論

叢

それがあるかどうかを確めるべきであるのに拘らず、控訴人が漠然たる記憶だけに基いて軽々しく被控訴人を真犯人と断定し、 より害を被つた者は、告訴をすることができること、即ち犯罪事実を捜査機関に申告して訴追を求め得ることは刑事訴訟法第二三 査当局に対し被控訴人が犯人たるに間違いなしと申告げたことは少くとも控訴人に過失の責ありとせざるを得ない。而して犯罪に めるに足る証左はなし。 を控訴人から詐取したものが被控訴人でないことを知りながら、あえて捜査当局に対し右の所為に出たものであることはこれを認 |控訴人が被控訴人を前記の犯人であると指示申告したことにつき、故意又は過失の有無の点を考えるに、控訴人において金三千円 しかし確たる根拠なく、 特に金三千円を借りに来た男の鼻下に「ホクロ」があつたとすれば、

訴人の前示過失ある行為によつて被控訴人に損害を及ぼしたとすれば、控訴人にこれが賠償の義務ありとせざるを得ない。 誤信して告訴をし、その者に損害を被らせた時は不法行為としての責を免れ得ないものというべきである。従つて本件の場合、 示して告訴をする場合にはこれにつき特に慎重なる注意を要することはいうまでもない、もしも過失により犯人でない者を犯人と ○条の規定により明白であり、特定人を犯人として指示することは必ずしも告訴の要件をなすものではないが 特定人を犯人と指

に至つたのも、 事及び勾留によつて被控訴人の被つた損害との間に相当因果関係がないものとはいえないわけである。」 た損害は結局控訴人が被控訴人を犯人なりと指示申告したことに基くものといわざるを得ない。即ち控訴人の右所為と前記新聞記 実が新聞紙上に報道されること或は勾留状が発せられることのあり得ることは通常の事例であつて、これがために被控訴人の被つ 留が控訴人の直接関与すべきものでないことはいうまでもないが、犯罪の嫌疑を受け取調べられるようになつた場合には、 段認定の事実関係からみて多く疑を容れない。勿論右新聞記事の取材源が控訴人にあることを認めるに足る証拠はなく、また右勾 控訴人が前記のように警察署で取調を受け、その被疑事実が新聞紙に掲載公表され、次で検察庁で取調べられた上、勾留せられる その者に対する犯罪の嫌疑を深くし、 およそ犯罪によつて害を被つた者が、捜査機関に対して、特定人を指示しその者が犯人に間違いないと申告することは、それ自体 要するに控訴人が警察署員及び検察当局に対し被控訴人を犯人なりと指示申告したに由来するものであることは前 捜査機関に重大な影響を与えるものであつて、このことは実験上明らかなところである。 その事

【5】甲府地判昭二八・四・二二下民集四巻四号五九八頁〔否定〕

本判決は、客観的事実が存在しなかった(耕作人変更届は偽造ではないのに第三者の言葉を信じて偽造であるとし

の判断において犯罪があると疑うに足りる相当の理由が」あれば、「厳格な意味における犯罪の確証が挙がらなかつた るところがあれば不法行為上過失の責を免れない」とする一方で、《A》「私人に告訴権を認めた趣旨」から、「通常人 を行使せんとする者はこの点に留意し犯罪の存否については周到な検討を加える必要があるのであつて、これに欠け て告訴をした)事案について、過失を否定した。告訴に関して、《B》被告訴人の受ける不利益を示しつつ、「告訴権

|被告のなした本件告訴は犯罪がないのにこれがあるとしてなした不実の告訴であると認める外はない

としても不当な告訴として過失を認めるのは酷を強いるものであつて却て妥当ではない」とした。

を受けんとした際本件耕作人変更届が提出されていることを発見しBを介してAに真相を訊したところ、Aは右書面に捺印した覚 ば不実の告訴に帰すべきものであるけれども、故意過夫によるものではないから不法行為を組成しないと謂わなければならない。」 その間に通常人として用うべき注意に欠けるところはなかつたと考えるのが相当である。従つて被告の前記告訴は結果的に論ずれ 前記言辞をたやすく信用したことに基くものとしてこれを咎め立てるのは社会通念上酷に過ぎる嫌いがあると謂うべきであるから、 て本件耕作人変更届が原告の偽造に係るものであると確信するに至つたのも亦理由のないことではないのであつて、右確信がAの して敢て異とするに足りないけれども、被告が本件土地に関するAの前記認定のような従前の意向に鑑み同人の右言動を根拠とし 真相に吻合するものでなく、むしろ甲第一号証作成を不満とするAの心情がそのような言辞をなすに至らしめたに過ぎないものと がないと返答したことを認めることができ右認定を覆すに足る証拠はない。もつとも前説示に従えば右認定のAの言辞は必ずしも 訴えたこと、その後同年五月十五日被告においてAの名義により本件土地(但し前記返還に係る土地を除く。)に対する肥料の配分 びに被告本人尋問の結果によればAは同年三月Yに対し甲第一号証作成の事情につき原告等から無理矢理に栂印を付かせられたと を認めるのは酷を強いるものであつて却て妥当ではないと謂わなければならない。本件について看るのに証人A、同Bの各証言並 うべきであるが、通常人の判断において犯罪があると疑うに足りる相当の理由があるのであれば私人に告訴権を認めた趣旨に徴し 罪の存否については周到な検討を加える必要があるのであつて、これに欠けるところがあれば不法行為上過失の責を免れないと謂 そこで進んで被告に過失があつたか否かについて按じるのにおよそ不実の告訴に基いて被疑者として取調を受けるにおいてはその者 てもこれが行使を咎むべき筋合はなく、その結果厳格な意味における犯罪の確証が挙がらなかつたとしても不当な告訴として過失 の名誉が毀損されるに至ることは当然に予想されるところであるから、 しかしながら被告が故意に不実の告訴に及んだものであることは原告の全立証を以てしても遂にこれを認めることができない。 いやしくも告訴権を行使せんとする者はこの点に留意し犯

【6】大阪高判昭二九・一二・二五下民集五巻一二号二一〇六頁〔過失肯定〕

周到な注意を用いて犯人の年齢、 本的人権の尊重を基調とする我国現在の法制」を根拠に、「他人に犯罪特に非現行犯の嫌疑をかけるには須らく冷静且 確証のある場合に限り敢て為し得る」として、非常に厳格な基準を用いた。なお、判示の前後関係から判断するに、 本判決は、詐欺被害という客観的事実は存在するが、人違いの事案について、過失を肯定した。告訴に関して、「基 体格、 容貌、服装其の他に付顕著な特徴を十分に把握し其の他人が犯人であること

ここで問題とされる「基本的人権」は、《B》被告訴人の基本的人権である。

のみによつてその他人を犯人であると即断するが如きは軽卒の譏を免れないものと謂はねばならない。」 あることの確証のある場合に限り敢て為し得るところであり、仮令其の他人が単に一見犯人の風貌に酷似するところがあつても之 けるには須らく冷静且周到な注意を用いて犯人の年齢、体格、容貌、服装其の他に付顕著な特徴を十分に把握し其の他人が犯人で 前示認定の通りであるが凡そ基本的人権の尊重を基調とする我国現在の法制の下に於ては苟も他人に犯罪特に非現行犯の嫌疑をか ·控訴人の以上のような行為〔被控訴人を詐欺の犯人と誤信して警察官に対しその被害者として被控訴人を告訴しかつ引渡した行 につき控訴人には何等過失の責むべきものが無いものかどうかを検討するに被控訴人が一見右詐欺犯人に酷似して居ることは

【7】広島地呉支判昭三一・二・六下民集七巻二号二三四頁〔否定〕〈通告〉

況を考慮し、犯罪の嫌疑をかけるに相当な客観的根拠を確認」することを求める一方で、《A》「私人が犯罪捜査機関 ことから、「通常人として客観的な判断」をすればよいとした。本判決の特徴として、通告の公益性と通告の主体が私 に対し犯罪嫌疑者を通告して捜査に協力することは、犯罪を予防鎮圧し社会の法秩序を維持する上に極めて望ましい」 に関して、《B》被通告者の不利益や基本的人権の保障の観点から、「充分に注意深く犯人との同一性その他諸般 本判決は、詐欺被害という客観的事実は存在するが、人違いの事案について、過失を否定した。捜査機関へ の通告 の情

人であることに配慮していることがあげられる。

告した場合、 ならないのであるけれども、他面私人が犯罪捜査機関に対し犯罪嫌疑者を通告して捜査に協力することは、犯罪を予防鎮圧し社会 軽卒な通告は飽くまで避けなければならないことは勿論であつて、これに欠くるところがあれば当然不法行為上の責任を負わねば の法秩序を維持する上に極めて望ましいところであるから、 であろうことは当然予想されるところであるから、基本的人権を永久不可侵の権利として保障する憲法の理念に照らしても、 「凡そ私人が他人に対し犯罪の嫌疑をかけこれを犯罪捜査機関に通告するに当つては、これによりその者の名誉が毀損されるに至る 仮りに後に至つて偶々真犯人でなかつたことが判明したとしても、 同 一性その他諸般の情況を考慮し、 犯罪の嫌疑をかけるに相当な客観的根拠を確認した上でこれをなすべく、 通常人として客観的な判断を以て犯人と思料し、 右通告を不当なものとして過失の責を負わしめる これを捜査機関に通

のは難きを強いるものであつて、

却つて妥当でないといわなければならない。」

訴外Bであると信ずるに至つたことに過失はないものと言うべく、原告の右主張は採用し難い。」 えし得ないのみならず、前認定の如く原告と右犯人Bとの類似性が極めて高度であつた情況下に於ては、被告Yが原告を以て犯人 詐欺手段として述べた場所に於て飲酒することは常識上必ずしもあり得ないことではないから、これを以て直ちに前認定をくつが ていることを思い廻らしたならば、常識上原告を右事件の犯人であるとは考えられなかつたであろうと主張する。然し当時被告Y 食店を営んでいる者であり、且つ右口の詐欺事件発生の翌日、 犯人たる訴外Bとの類似性は極めて高度のものなのであるから、被告Yとしては社会通常人に要求される前記の如き注意義務を全 通告するについては、 に於て原告が附近で飲食店を営んでいるものであることを知つていたと認めるに足りる証拠はなく、更に又詐欺事件の犯人が嘗て 「ところで右認定の事実から判断すれば被告Yが原告に対し前記□の詐欺事件の犯人であるとの嫌疑をかけ、その旨訴外A巡査に 同未遂事件の際に自己の面接応待した犯人に関する記憶印像と対比しその類似性を確認してをり、而も客観的にみて原告と右 何等責むべき過失を犯してはいないものと認めるのが相当である。原告は被告Yに於て右届出の際、 再度にわたつて原告の顔形、背恰好、言葉附、 欺罔手段として自己の勤務先であると偽つた当のC方に於て飲酒し 歩き方及び着衣等の諸特性を検討して、その前二回に亘る詐 原告が附近で飲

【8】最判昭三三・七・一裁判集民事三二号五四三頁〔否定〕

法

律

証が必要であり、 本判決は、告訴に関して、不法行為に基づく損害賠償が認められるためには、原告により告訴人の故意・過失の立 不起訴処分という事実のみでは故意・過失は推定できないとした。

たものと推定することはできない。」 からといつてそれだけで直ちに告訴人が告訴によつて被告訴人の名誉もしくは信用を毀損することにつき故意もしくは過失を有し れないから不起訴にする」との決定の通知を受けたことを認めているけれども、 あつたことを主張し立証しなければならない。原審において、被上告会社は右告訴事件について検察庁より「詐欺の事実は認めら る債権を主張する者は、少くともその告訴が被告訴人の名誉もしくは信用を毀損することについて、告訴人に故意もしくは過失が 詐欺罪の告訴により告訴人が被告訴人の名誉もしくは信用を毀損する不法行為をしたことを原因としてその損害の賠償を請求す 検察官のかような理由による不起訴決定があつた

【9】東京高判昭三四・一一・二八東高民時報一〇巻一一号二六七頁〔否定〕

が存する」とした。本判決の特徴は、相手方当事者に会って弁解を聞かず、 有無について検討を加え合理的な根拠に基ずいて犯罪の成立を確めた上でなければこれをなすべきではない注意義務 いう事情があるにもかかわらず、 本判決は、 告発に関して、《B》被告発人に及ぼす不利益・負担を考慮して、「他人を告発しようとする者は犯罪 嫌疑の存在、 相手方当事者の一部自認、 自己の同意の不存在等、 関連施設に事情を照会調査していないと 弁護士への相談と 0

いう事情を考慮して、過失を否定している点である。

犯罪があると思料するときは告発することができることは刑事訴訟法の定めるところであるが、告発を受け被疑者として取調を受 りながら故意に不実の告発をしたという事実はこれを認めることはできない。つぎに過失の有無について考えてみると、 生法に関する限り被控訴人等に犯罪の嫌疑あることは前記の通りであるから、この点につき控訴人に故意過失の責むべきものはな ではない注意義務が存することは多言を要しないところである。 を告発しようとする者は犯罪の有無について検討を加え合理的な根拠に基ずいて犯罪の成立を確めた上でなければこれをなすべき けることはその者の社会的地位に好ましからざる影響を与え、その名誉や信用を傷 .ものと云うべく、被控訴人らの提出援用にかかる全立証によつても控訴人が被控訴人らに私文書偽造の犯罪事実のないことを知 |控訴人が右告発〔精神衛生法違反、私文書偽造〕をするにつき、故意もしくは過失があつたかどうかについて検討するに、 〔つ〕ける場合が少なくないから、

には過失がなかつたものと認めるのを相当とする。」 のであることを彼此綜合して考えると、控訴人のなした本件告発は通常人としての注意義務を欠いたものとはいえないから控訴人 造したものと推測することは必ずしも不当とはいえないこと、 円の出捐を承諾した事実があること、③Aの入院について同人の妻Bは明確な同意をしたことがなく又BはT病院へ赴かなかつた かであるが、その告発をなすに至つた事情は前認定のとおりであつて、①被控訴人らには精神衛生法に違反する犯罪の嫌疑がある らの申告の内容若しくは人院手続に関する事情を照会調査した事実のないことは原審における控訴人本人尋問の結果によつて明ら ·控訴人は本件告発をするに際し、①直接被控訴人らに会つてその弁解を聞いたこともなく、②N保健所やT病院に対し被控訴人 (2)被控訴人らがAを入院させた手続に行き過ぎの点があつたことについては被控訴人らもこれを自認し、Bに対し金十五 しかも入院に関する一切の手順は被控訴人等が取り運んだことは前記の通りであるから、 ④控訴人は告発に際し弁護士Cに相談し同弁護士の指示に従つたも 被控訴人らがBの同意書を偽

て、「人間の記憶は正確を期し難い」ことを理由に、「慎重に事実を調査し、人違いにならぬように周到な注意を払わ 【10】東京高判昭三五・二・二五東高民時報一一巻二号四九頁〔過失肯定〕〈指名申告〉 本判決は、 詐欺被害の客観的事実はあるが、人違いの事案について、過失を肯定した。警察官への指名申告に関し

動を決すべき」ことを求め、「通常社会人としての必要な注意義務」を欠けば過失になる旨を判示した。

なければならない」とし、それが「社会通念上当然」とした。また、「よくその間の事情を調査した上、慎重にその行

ず控訴人の人相等に影響されたとも認め得るのであつて、いずれにしても同被控訴人の記憶は精確でない。同被控訴人はかかる記 ことを綜合すると、被控訴人Yは控訴人が真犯人であると思うの余り前記被害届書に被疑者の人相等を記載するに当り知らず知ら 憶に基ずいて控訴人を詐欺犯人であると断定した。けれども、人間の記憶は正確を期し難いから、 控訴人を犯人であると確信するに至るまでの前記経過と前記甲第四号証の四により認め得る控訴人の前歯上列に二本の金歯がある 詐欺被害届書を比較すると、人相等について被控訴人Yの記憶は精確でなかつたと云える。或は同被控訴人が詐欺にかかつてから 黒のセ広、黒ズボン、年五十才位、白髪、話をする時に舌をなめずりする、金歯が二、三本(前の上)」と記載してある。右二つの 十六年十一月二十二日附を以てK警察署に提出した詐欺被害届(甲第二号証の一)には、被疑者の人相特徴等として、「丈五尺一寸 動の特徴が自己の記憶にある犯人のそれと符合するということであつて、それ以外にも何もないことが分る。被控訴人Yが昭和二 て警察官に指名申告するような場合には、単に人相、年令、 日附同月三十一日受附の書面を以てK警察署に提出した詐欺被害届書(甲第二号証の二)には、被疑者の人相特徴等として、「人相・ 「以上の各事実から考えると、被控訴人Yが控訴人を詐欺犯人であると確信するに至つた根拠は、控訴人の人相、年令、服装や言 右記載事項は被控訴人Y1が被控訴人Y2に告げたそのままであることを認め得る。然るに被控訴人Y1が昭和二十七年十月二十八 ヤセ型、上歯全部金入、黒の背広、黒色ズボン、髪長し」という記載があり、当審における被控訴人22本人尋問の結果によれ 服装や言動の特徴が似ているというだけでは足らず、慎重に事実を調

法

律

論

叢

冒して僅か三千円位の詐欺をするには特段の事情がある場合に限られるものと思われる。従つて被控訴人Yは、たとえ控訴人が犯 店番をしている被控訴人Yが未知の者であるとしても)間もなく発覚することは火を睹るよりも明らかであるから、 人の人相等に酷似していると思つたとしても、よくその間の事情を調査した上、 「かように直ぐ近所に住み、かつ近隣の人によく顔を見知られている者が、かねて知り合いの家で釣り銭詐欺をはたらけば 慎重にその行動を決すべきであつた。しかるに被 かかる危険を

人違いにならぬように周到な注意を払わなければならないことは社会通念上当然である。

るとした。

被控訴人は控訴人に対し、その名誉を害したことによる精神的損害を賠償すべき義務がある。」 察官に申告したのは、 控訴人Yは約十ケ月前の記憶を唯一の根拠として控訴人を犯人であると即断し、特段の調査もせず、 通常社会人としての必要な注意義務を欠くものであるから、過失の責を免れることはできない。従つて、同 「控訴人が犯人である。」と警

【11】最判昭三八・一一・一二裁判集民事六九号一八一頁〔過失肯定〕

本判決は、告訴内容と客観的事実が大きくずれているとして、不法行為による損害賠償責任を肯定した。

神的損害を賠償する義務があるとする原判決に所論の理由不備、 の苦痛の程度もまた相違するから、上告人は、被上告人に対し、上告人のなした前記不当な内容の告訴により被上告人の受けた精 なした告訴の内容が前記のとおりである以上、 たものであることは、判文上明らかである。上告人は、松一本の盗伐であつても所有者は盗伐者を告訴しうるというが、上告人の 他に盗伐の事実が認められないから、第一審被告のなした右相当量に上る立木盗伐の告訴は軽卒であつたことを免れない旨判示し 万九六○○円相当を盗伐したとしてO警察署長に告訴し、そのため第一審原告Xが右盗伐の容疑者として警察署および検察庁に呼 ·原判決は、第一審被告(上告人)が第一審原告X(被上告人)において第一審被告所有の山林中より杉四七石、松二五石時価 たびたび取調を受け、精神上相当の苦痛を受けた。しかるに、第一審原告Xの盗伐したのは直径九寸の松一本に止まり、 松一本の盗伐による告訴とはその内容を異にし、 理由齟齬の違法はない。」 これにより取調を受ける被上告人

【12】京都地判昭四一・三・九判時四四八号五四頁〔過失肯定〕〈通報

落長としての責任はあるにしても」、《B》「他人の人格を傷つける」おそれがあるので「それなりの根拠」が必要であ 本判決は、窃盗被害の客観的事実はあるが、人違いの事案について、過失を肯定した。警察への通報に関して、「部

松茸を盗んで部落外へ運んでいるものと思い、部落長である被告が右部落民を代表してT駐在所に電話で原告が松茸を持って出た ○米位はなれた道路上を自転車に松茸を積んで原告が通り掛かったので集った部落民は勿論、被告も共々、これはてっきり原告が は地元の者であろうと噂し合っていた折柄、同年九月二九日には部落内に葬式があって部落民が多数集っていたところ、丁度一○ '被告は……部落長をしていたものであるが、昭和三八年九月頃は部落の松茸山で松茸の盗難被害が頻発し、部落内では専ら犯人 法

告はその代金の領収書を持っていたし、又駐在所からの右組合の事務所への電話照会の結果とも一致したので原告に対する右松茸 窃盗の疑いが晴れて原告は放免された……」 く帰って来たCの三名の巡査の取調べを受けた。ところが原告が持参の右松茸は原告がS農業協同組合から買ったものでその時原 から取調べて欲しい旨通報した。……原告がT駐在所の前を通りかゝったとき呼止められて松茸窃盗の疑いで右A、B並に間もな

科があったこと、しかしその前科は恐喝、暴行等であって窃盗の前科はなかったこと、を認めうるが、これらのことがあったからと 証言及び被告本人尋問の結果から窺いうるところであるばかりでなく、更に原告本人尋問の結果によると原告は当時すでに所謂 を明かにしない松茸を家に持帰ることがあったと言うのであり、このことを被告も当時の養父Dから聞いていたことを右D証人の にその疑いをかけたのであるから、原告に対する不法行為と言わねばならない。もっとも証人Dの証言では、当時原告は時折出 ていたこと、原告が松茸を持って通ったこと、部落内では犯人は部落内のものらしい、と言う噂であったこと、を以って直ちに原告 て警察に通報するが如きは軽々にすべきではないのであって、この点被告の右認定の行為は、当時部落内に松茸盗難被害が続出し 「右認定の事実からすると、被告には部落長として責任はあるにしても、 それなりの根拠があっての上で、でなければならないことは言うまでもなく、 被告が原告に窃盗の疑いをかけて通報したことは軽卒のそしりを免れずその行為に対する責任を負わねばならない。」 いやしくも他人に窃盗の疑いを抱いて警察に通報するに 他人の人格を傷つけるような窃盗の疑いを以っ

、13】千葉地館山支判昭四三・一・二五判時五二九号六五頁〔過失肯定〕本人+代理人弁護士

訴に関して、《A》「国民の権利」であるとする一方で、《B》被告訴人の不利益・負担を考慮して、「十分な調査をし ていること、②告訴人本人と告訴代理人弁護士との連帯責任を肯定していること、③不法行為の内容を名誉毀損とし れた事実が真実であることの証明もないのであるから、その違法性は阻却されない」として、違法性阻却の判断をし を肯定した後、告訴が、「公共の利益に関する事実にかかり、専ら公益を図る目的に出たものであり、且つその摘示さ 本判決は、 犯罪の嫌疑をかけるに十分な合理的客観的根拠を確認」することが必要であるとした。本判決の特徴は、①過失 告訴内容に相当する客観的事実が存在しない事案について、過失を肯定し、違法性阻却も否定した。

ていることである。

同Xの両名を再び不起訴処分とした。」

検察庁は取調べの結果、

みてやはり嫌疑不十分による不起訴処分は相当であると認めた。ただ検察審査会は不動産侵奪罪については起訴相当と決議したが

客観的にみて嫌疑不十分と認めて不起訴処分にしており、

検察審査会も不動産侵奪罪を除く他は客観的に

証人の証言を採用しなかったとしても、直ちに偽証とは云えない)、原告等が証人等に偽証を教唆したことの証拠はない。そして、

その跡に新家屋を築造したのは不動産侵奪罪に該当すると主張した。その結果、審査会は詐欺、器物毀棄、 は審査会の掲示板に掲示された。検察審査会からこの決議の送付を受けた検察庁は再捜査をしたが、昭和四一年一月一四日原告X、 訴が相当であるが、 察審査会へ審査の申立をし、前記告訴の内容と同様の主張をし、更にその一部を変更し、原告X1、同X2両名は旧家屋を全部取毀し、 疑不十分(理由要旨証拠不十分)により不起訴となった。すると、被告Y1はこれを不服として、 て昭和三八年一○月五日原告三名を偽証教唆をもって告訴した。……検察庁において種々取調べの結果、 被告Y1は、 被告Y2を代理人として、昭和三七年一〇月二三日原告X1、同X2の両名を、詐欺、器物毀棄、窃盗をもって告訴し、 不動産侵奪罪について原告X、 同Xの不起訴処分は不当で、 起訴相当である旨の決議をした。この決議の要旨 再び被告Yを代理人として、 昭和三九年五月二九日 窃盗、 偽証教唆は不起

この仮処分は債務者の妨害排除を決定したもので、それに付随して債権者に家屋の修繕を許したものであるから、この決定を得た 察庁の取調べにおいても、 産窃盗或いは不動産侵奪罪とすることは甚だ疑問である。又被告等は原告三名の偽証教唆を主張するが、乙第九号証によれば、 新築したものであったとしても、工事前の旧家屋は原告3、 ことが詐欺であるとは理解し難い。又被告等は原告X1、 十分でないのに告訴や審査申立をすれば、少なくとも過失による名誉毀損となり、 けるに十分な合理的客観的根拠を確認してから告訴や審査申立を為すべきである。 それによりその他人の名誉が毀損されるであろうことは当然予想されることである。 を不起訴処分にした場合には、 「本件において前記認定した事実をみるに、被告等は、原告X、同Xが裁判所の仮処分決定を得たことを詐欺であると主張するが、 「他人が犯罪を犯したと疑われる場合、 証人等が偽証したことの確たる証拠もないし、(記憶のうすれや、 般に他人に対し犯罪の嫌疑をかけて検察庁へ告訴したり、検察庁の不起訴処分を不服として検察審査会へ審査申立をすれば、 証人達は前の訴訟の法廷における証言を繰返しており、 その処分を不服として検察審査会へ審査の申立をすることができることは、 その被害者と考えられる者は検察機関に告訴することができるし、 同X2の不動産窃盗、 同Xが一応占有使用していたものであるから、その家屋の敷地の不動 記憶違い等もあるのであるから、判決において、裁判所がその 不動産侵奪罪を主張するが、仮りに原告Xが新家屋を 偽証を認めた者はいなかったことが認められる 不法行為の責任を負わなければならない 若しこの注意を怠って、 従って、 十分な調査をして、 国民の権利である。 検察庁がその告訴事 犯罪の嫌 犯罪 疑が客観的に の嫌疑をか 件

関する事実にかかり、専ら公益を図る目的に出たものであり、且つその摘示された事実が真実であることの証明もないのであるか 当と決議したことは法律専門家でない委員により構成される審査会としては已むを得ないことである。以上を総合すると、被告等 その送付を受けた検察庁は再取調べの結果、やはり客観的にみて不起訴処分としたのであり、検察審査会が不動産侵奪罪は起訴相 の原告等に対する告訴や審査申立は客観的に嫌疑が十分でなかったものと認められる。そうすると、被告両名は、少なくとも過失 その違法性は阻却されない。よって、被告両名は原告三名に対する名誉毀損の不法行為の責任を負わなければならない。」 告訴、審査申立をしたことにより原告等の名誉を侵害したものと認められる。そして右告訴や審査申立が、公共の利益に

【14】岡山地判昭四五・二・二六判時六〇九号六六頁〔否定〕

定できない」と述べたうえで、「申告ないし供述の内容が真実に合致していないと認めることができない」として、原 告の請求を棄却した。 た不法行為責任に基づく損害賠償請求について、「原告が傷害事件、ひいては放火事件の犯人であるとの濃厚な疑を否 本判決は、捜査機関に対する申述によって刑事訴追を受けて無罪の確定判決を得た者が、当該申述者に対してなし

【15】岡山地判昭四六・二・二三判時六三五号一三七頁〔否定〕

本判決は、告訴に関して、《A》告訴が権利であることを認める一方で、《B》被告訴人の不利益・負担を考慮して、

法

律

論

「告訴にあたっては、事実関係を十分調査し証拠を検討して犯罪の嫌疑をかけることを相当とする客観的根拠を確認し 告した事実が犯罪を構成するかどうかの法律的判断は告訴をうけた捜査機関において捜査を遂げたうえきめるべきこ とである」ことを理由に、過失を否定している点である。 てこれを行い、軽卒な申告を避けるべき注意義務がある」とした。本判決の特徴は、「弁護士に相談」したこと、「申

るが、それ自体人権を侵害し名誉を傷つけるおそれのあることが当然に予想されるところであるから、 事実関係を十分調査し証拠を検討して犯罪の嫌疑をかけることを相当とする客観的根拠を確認してこれを行い、軽卒な申告を避け 「告訴は捜査機関に対し犯罪事実を申告し訴追を求める意思表示であって、 犯罪の被害者その他一定の者に与えられた権利ではあ

これでは、このいことののことは、これでの音をいってるべき注意義務があるといわなければならない。

とすることはできない。もっとも、原告の話した相手方はいわゆる勤め先の部内者若しくは旧部内者であって話の内容からしてさ さつから見て被告が告訴におよぶこともやむえないと考えていたことがうかがわれ、さらに、 あるとの点については、 ことさら問題とするほどのことではない。また、ことがらの性質上、たとい原告の話した相手方らが被告らにこれを伝えるにあた 成するかどうかの法律的判断は告訴をうけた捜査機関において捜査を遂げたうえきめるべきことであるから、 えられないこともない。 の者が知ることのできる状態でなされたことにあたるかどうかの点について疑いがあり、 らに他に伝えられることが全く予期されないとはいえないとしても、それは限られた範囲内のことと考えられ、不特定または多数 での事情を合せ考えると、被告においてEが原告からこれを取材したものと信じてその旨申告したことはまことにむりからぬこと ルをまもるような者とも思われないし、D、B各支店長らにおいても、当時原告が右記事の取材に何らかの関係があり従来のい われてもしかたがない。 したと信じたことはむりのないところであり、申告につき過失があるとはいえない。また、本件中傷記事の材料の提供者が原告で り多少表現を異にし誇張にわたる部分があったとしても、前記告訴にいたる経過にてらすと、被告において原告がこれを言いふら ほかないけれども、必ずしもそのような趣旨とも考えられないし、記載自体概括的なものであり起訴にあたって除かれているから おむね真実であったということができる。もっとも、右記載がCに対し原告が直接告げた趣旨であるとすれば事実に反するという 者に対し慰安旅行の際Bと被告間に性関係があった旨伝えたとの点については、表現の点に多少の相違のあることはともかく、 これを本件についてみるのに、 しかも、結果としてこの点は公訴事実から除かれているところでもあるから、この点の申告についても被告に過失がある しかしながら、右新聞はもともといわゆる街の赤新聞と称せられるものであって、Bが正規の新聞のル しかし、被告は前記のように弁護士に相談して告訴におよんだものであるうえ、 真実の証明がなされたとは言いがたく、右記事を冷静に検討しなかった点においてやや軽卒であったとい 以上認定の事実によれば、被告が告訴状に記載して申告した事実のうち、 刑事々件において無罪の判決を見たと考 右記事の内容や前記告訴にいたるま 申告した事実が犯罪を構 本件事実関係のもと

(16】東京地判昭五二・六・一四判時八八三号五〇頁〔否定〕

被告に過失が認められないとする前記結論に変りはない。」

失が否定されるとした。告訴に関して、《A》告訴の捜査協力・治安維持への寄与の側面を指摘する一方で、《B》被 本判決は、 告訴にかかる事実が虚偽であるとの立証が果たされていないとともに、仮に虚偽であってたとしても過

告訴人の不利益・負担を考慮して、告訴には「特に慎重な注意を要することは勿論であ」るとし、「単なる憶測」では 必要はなく、社会通念に照し相当な理由に基づいてその者を犯人と信じ、その所信に従って捜査機関に犯罪事実及び 権能も義務も有しないのであるから、犯人を指摘するについては特に調査して特定人が犯人であるとの確証を挙げる 「合理的根拠」が必要であるとした。また、「告訴者は捜査機関と異なり、犯罪の確証を挙げるために捜査する

「被告Yによる本件告訴にかかる事実が虚偽であるとする原告の主張は、結局これを認めるに足りる証拠がないというほかはない。

犯人を申告」すれば、過失責任はないとした。

ども、 して特定人が犯人であるとの確証を挙げる必要はなく、社会通念に照し相当な理由に基づいてその者を犯人と信じ、その所信に従 捜査機関と異なり、 その者が被った損害につき過失による不法行為上の責任を負うべき場合のあり得ることは明らかである。しかしながら、 機関に申告することは犯罪の捜査を容易にし、 って捜査機関に犯罪事実及び犯人を申告した以上、後日犯人と指摘された者が真実の行為者ではなく、 のに単なる憶測に基づいて特定人を犯罪者として指摘し、その指摘せられた者が後日無実であることが判明したときは、 人を犯罪者として捜査機関に申告するについては特に慎重な注意を要することは勿論であって、告訴者が何らの合理的根拠がない すなわち、およそ一般人が他人の犯罪行為によって被害を受けたと思慮する場合、直ちに行為者を特定してその犯罪事実を捜査 のみならず、被告Yの本件告訴は以下に述べる理由からも不法行為を構成しないというべきである。 告訴者により犯罪を犯したと指摘された者は、 犯罪の確証を挙げるために捜査する権能も義務も有しないのであるから、 犯人の検挙に協力することになるのであって治安維持上望ましいところであるけれ 一応犯罪の嫌疑を被りその人権を侵害される危険があるのであるから、 犯人を指摘するについては特に調 若しくはその者の行為が

もって犯罪に該ると信ずるについては合理的な根拠があったとみるのが相当である(本件告訴に掲示された手形三五通が、 ると確信していたとの理由により犯罪(有価証券偽造、同行使)を構成しないものであったとしても、同被告が右手形振出行為を ける原告等の手形振出については、それが、仮に原告が客観的には同協会のために手形を振出す権限を有し、又は手形振出 識及び原告等による手形振出を防止し、本協会の経理を監査するために採った一連の措置等に鑑みれば、少くとも前同日以降にお ものと確信していたことは、……〔証拠〕に照して明らかであり、三1(一)(3)記載のような同被告の原告等の職責に関する認 これを本件についてみると、被告Yが本件告訴にあたり、昭和三八年六月五日以降における原告等の手形振出しを無権限による いずれ [権限あ

罪を構成しないことが判明しても、

その者が被った損害につき過失の責を負わないというべきである。

確定判決に拘らず、本件告訴につき過失による責任も負わないというべきである。」 も前同日以降に振出されたものであることは、前記認定のとおりである)から、同被告は原告を無罪とする前記東京高等裁判所

【17】大阪高判昭五五・九・二六高民集三三巻三号二六六頁〔否定〕〈告発〉

嫌疑をかけるに相当な客観的根拠を確認」することが必要であるとする。その一方で、「私人は専門の捜査機関ではな 罪ないし不当告発として不法行為を成立させるに足る違法な虚偽の事実の申告でないことが証明されれば、右真実性 損に関する真実性の証明について、「特定の事実を告発したとの事実を新聞記者に公表した場合には、右告発が、 囲で犯罪事実が認められれば、不法行為が成立しないことを示唆する。さらに、本判決の大きな特徴として、名誉毀 また、告発の一部が客観的事実と異なっていても、違法性判断の一基準として「公訴事実の同一性」が認められる範 罪の申告による捜査協力を得ることが不可能となる虞れが多い。」として、私人による事実確認の限界性を指摘する。 いのであるから、 本判決は、告発に関して、「十分に注意深く、犯人の同一性その他諸般の情況を考慮して事実関係を判断し、 告発事実全体が細部に至るまで悉く客観的真実に完全に一致することを求めるのは苛酷に過ぎ、 犯

されたと認められる限り不法行為による損害賠償義務が生ずる。 「一、他人に刑罰又は懲戒処分を受けさせる目的で虚偽の事実につき不当な告発をした場合は、それが告発人の故意過失によりな の証明があつたものというべきである」としている点があげられる。

程度の相違が重要なものとして「真実に反する」ことになるかについては次のとおり考える 二、そして、「虚偽の事実」とは客観的事実に反することを意味するが (最決昭三三・七・三一刑集一二巻一二号二八〇五頁)、

の情況を考慮して事実関係を判断し、 私人は専門の捜査機関ではないのであるから、告発事実全体が細部に至るまで悉く客観的真実に完全に一致することを求める 私人が他人に対し犯罪の嫌疑をかけ、これを捜査機関に告発する場合には、 犯罪の嫌疑をかけるに相当な客観的根拠を確認した上でなすべきである。 十分に注意深く、 犯人の同 一性その他諸 般

のは苛酷に過ぎ、犯罪の申告による捜査協力を得ることが不可能となる虞れが多い

集一六巻一四○頁参照)、 成立しないと考える(大判大一三・七・二九刑集三巻七二一頁参照)。また、被告発者に全く別の犯罪の原因となる事実があつて 変更が許されているのであるから(刑訴法三一二条一項)、まして捜査の専門家でない私人の告発については告発事実の大綱が客観 ないというべきである。」 して許されてよいし、真実と一致しない部分が申告事件の情況を誇張するにすぎないときは誣告ないし不当告発による不法行為は しかも、 告発事実が虚偽であれば、誣告ないし不当告発による不法行為の成立に消長をきたさないといえるが(大判昭一二・二・二七刑 専門の捜査官である検察官が捜査を遂げて公訴を提起した訴因についても、後に公訴の同一性を害しない限度で訴因の その細部が真実とくい違つていてもこれが事実全体の性質を変更するようなものでない限り、 少なくとも公訴事実の同一性がある限り告発事実と異なる犯罪が認められる場合でも右告発には違法性が

また、名誉毀損による不法行為の成否に関して、次のように判示する。

新聞記者に対して公表、摘示された事実が真実であることが証明されたか否かにつき検討する

「三、事実の真実性の検討

れば、 重要な部分について真実であることが証明されれば足りると解されるところ、特定の事実を告発したとの事実を新聞記者に公表し た場合には、 右真実性の証明があつたものというべきである。」 ここにいう真実の証明は、 右告発が、 誣告罪ないし不当告発として不法行為を成立させるに足る違法な虚偽の事実の申告でないことが証明され 摘示された事実のうち重要でない枝葉の点に関して多少真実と合致しない点があつても、

不法行為成否の判断

された事実の真実性の証明があるか、その証明のない部分についてはこれを真実と誤信するにつき相当な理由があつたものといえ 前示のとおり公共の利害に関する事実に関するもので、しかも、第一審被告らがもつぱら公益を図る目的に出たものであり、 為は成立しないものと考える(最判昭四一・六・二三民集二〇巻五号一一一八頁)。本件告発ないし新聞記者に対するその公表は、 も、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときは、右行為には故意又は過失がなく、結局不法行 真実であることが証明されたときは、その行為は違法性を欠き不法行為は成立しないし、右事実の真実であることの証明がなくて ノ二の趣旨に照らし、その行為が公共の利害に関する事実にかかり、もつぱら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が 民事上の不法行為たる名誉毀損については、表現の自由を定める憲法二一条、名誉毀損罪の事実証明について定める刑法二三〇条 違法性ないし故意、 過失を欠くものであつて、名誉毀損による不法行為が成立しないことが明らかである。」

私人の調査能力の限界を前提にしている点があげられる。

【18】千葉地判昭五六·一〇·二六判時一〇三八号三三四頁〔否定〕

事実関係ならびに本件証拠によるも明らかではなく、この点はこの種の犯罪につき通常不可欠な強制捜査ないしはこ 場合、原告の所為は詐欺罪が成立すると疑うにたりる十分な客観的状況があつた」といえるとして、不法行為責任を 以上、やむをえないところである」として、主観的構成要件要素について、 れに準ずる徹底した捜査を欠いている(この点は被告Y本人尋問の結果および弁論の全趣旨によつて明らかである。) 否定した。本判決の大きな特徴は、「詐欺の犯罪が成立するために不可欠な欺罔の意思の存在については、以上認定の 本判決は、 告訴内容と客観的事実に食い違いがあったが、「事実全体として大綱で合致しており、被告ら側からみた 強制捜査等が可能な捜査機関と比較した

替地の地番が違つていたり、情況を誇張した表現も見られはするものの、客観的事実は告訴事実に事実全体として大綱で合致して 人尋問の結果および弁論の全趣旨によつて明らかである。)以上、やむをえないところである はなく、この点はこの種の犯罪につき通常不可欠な強制捜査ないしはこれに準ずる徹底した捜査を欠いている(この点は被告Y本 下げ金名下に金員を騙取しようとしたこと及び本件契約の仲介に立回り一〇〇万円を騙取したことがあるが、 - 本件告訴において申告した犯罪事実は、原告が公衆道路用地の代替地を不法に領得したこと、本件土地のうち旧公道分につき払 詐欺の犯罪が成立するために不可欠な欺罔の意思の存在については、 被告ら側からみた場合、 原告の所為は詐欺罪が成立すると疑うにたりる十分な客観的状況があつたということができる。 以上認定の事実関係ならびに本件証拠によるも明らかで 公衆用道路用地の代

ならないものというべきである。」 法行為を構成するほどの違法な告訴と解することはできない。従つて、その余の判断をするまでもなく、本件告訴は不法行為とは してみれば、本件告訴は、告訴事実の大綱が客観的事実に合し、原告の犯意の存在も一応疑うにたりる状況が認められるのであ 部分的に真実と食違つているところがあるが、右食違いは事実全体の性質を基本的に変更するものでないといえるので不

【19】東京地判昭五七・二・二二判タ四七四号一四六頁〔否定〕〈申告〉

本判決は、 警察への申告に関して、真実と信じることについて「相当な理由」があるとして、 誣告には該当しない

ことは無理からないところといえる。そうすると被告がBに対し猥褻行為をなしたことにより民事法上の賠償義務を負担している としても、これを理由にして原告らが被告に前記認定のような行為をし、被告をしてBに金銭の支払いを約束させたのは恐喝行為 である旨日警察署に申告したことは正当な権限の行使であり、原告を陥れる目的で不実のことを申告したものではなく、誣告には あるから、主従関係・日時・場所・周囲の情況等により被告が右の行為をするについて原告とA、Bの間には共謀があつたと考える のではない。仮に、原告主張のとおり原告が具体的な脅迫的言動をなさかつたとしても、Aが前認定のような言動をしていたので に該当すると判断し、犯罪を構成すると被告が考えることには相当な理由があるといえる。従つて被告が原告らの行為が恐喝未遂 "被告がBに対し慰謝料名下に金銭の支払いを約束したのは、原告とAの言動に畏怖したものであり、被告の任意の意思によるも

【20】東京高判昭五九・七・一六判時一一二三号九一頁〔否定〕

たことについて、傷害に関する部分はあながち事実に反するものはいいがたいとして、被告訴人による告訴人に対す 本判決は、刑事判決において告訴にかかる暴行傷害の事実のうち暴行は有罪とされたが傷害の点が有罪とされなかっ

る慰藉料請求を認めなかった。

ほかにこれが事実に反することを認めるに足りる証拠はない。」

法

律

被控訴人の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないので、失当としてこれを棄却すべきである。」 |本件告訴にかかる暴行、傷害の事実が存在せず、かつ、本件告訴及び本件証言が虚偽の事実に基づいてされたことを前提とする

|控訴人の捜査機関に対する申告及び公判廷での証言のうち、前記傷害に関する部分は、あながち事実に反するものとはいい難く、

【21】大阪地判昭六〇・八・七判タ五七〇号五九頁〔否定〕〈告発〉

し初回の不起訴処分についてさらに捜査を尽くすべき旨の議決をしていること」を考慮して、「真実と信じるについて 本判決は、告発に関して、横領事実は認定できないが、告発に至る経緯・内容と「検察審査会において検察庁に対

相当な理由」があるとして、過失を否定した。

びに検察審査会において検察庁に対し初回の不起訴処分についてさらに捜査を尽くすべき旨の議決をしていることとを総合すると、 あつたものということはできない。」 事実を真実と信じるについて相当な理由があつたものと認めることができるので、右告発行為に及んだことにつき被告らに過失が 本件告発は、 「告発にかかる横領事実は本件全体証拠によるもこれを認めることはできないところ、右認定のとおりの告発に至る経緯 公的団体の財産について、その会計管理の適正を図る目的でなされたものであり、 かつ、被告らにおいて告発にかかる

【22】東京地判昭六一・六・一九判時一二二九号一一二頁〔故意肯定〕

体として違法性を帯びている場合でなければならない」とした。本判決の大きな特徴は、不法行為の成立範囲を大幅 みて著しく反社会的、反倫理的なものと評価され、公序良俗に反していると認められる場合、 に限定している点、また、告訴等の訴訟行為それ自体の違法性を不法行為の成否の基準としている点である。 本判決は、 故意を肯定した。告訴等に関して、不法行為に該当するためには、「それが目的、 即ち訴訟行為がそれ自 その他諸般 の事情から

ている場合でなければならないものと解すべきである。_ ったにもかかわらずこれあるものとして右各訴訟行為をしたというだけでは足りず、 仮処分の申請、訴えの提起、刑事告訴及びその遂行等の訴訟行為が不法行為に該当するためには、単に結果的にみて権利がなか 反倫理的なものと評価され、公序良俗に反していると認められる場合、 即ち訴訟行為がそれ自体として違法性を帯び それが目的、 その他諸般の事情からみて著し

引き出そうとして容易に奏功しないため、更に予告したA以外の原告の薬害問題追及の形をとって、 の欠陥を追及する形の事件を創出したものと認めるのが相当である。」 ての宣伝等の手段により原告会社に圧力をかけようと企て、もっぱら右目的のみから故意に虚構の事実に基づいて原告会社の製品 昭和五四年五月二二日の本件示談契約により原告から金三七〇〇万円を引き出したものの、その後更に多額の金員を 訴訟、

右各訴訟行為はいずれも原告の信用及び営業利益を違法に侵害したものとして不法行為に該当するというべきである。」 「被告Yによる本件各事件の提起及びその遂行は、本件各医薬品へのD混入の事実の有無及びその違法性の有無いかんにかかわら その目的及び態様からみて著しく反社会的、 反倫理的なものと評価することができ、公序良俗に反していると認められるから、

23 宮崎地判昭六二・一〇・二〇判時一二七〇号一三〇頁〔故意・過失肯定〕 〈告発〉

法

告発された事実が真実でなかった場合には原則として違法性は阻却されない」とした。また、「告発する側の調査能力 て確信しうるような場合には、誤信したことに相当な理由があるものとして違法性を阻却する」としている。本判決 目的で告発した場合で、告発する側で可能な調査をし、その結果によれば告発した事実の存在が通常人の判断にお と告発のもつ有用性とに鑑み、仮に告発された事実が真実でなかった場合でも、私利私欲の為でなく専ら公益を図る する一方で、《B》被告発者の不利益・負担を考慮して、「十分な根拠に基づき、慎重になされるべきは当然であって、 本判決は、 故意・過失の判断は明確にせず、違法性阻却を否定した。告発に関して、《A》告発制度の公益性を指摘

叢: の特徴は、「告発する側の調査能力」と「告発のもつ有用性」を考慮している点である。

合で、 誤信したことに相当な理由があるものとして違法性を阻却するものと解すべきである。 発のもつ有用性とに鑑み、仮に告発された事実が真実でなかった場合でも、 けるなど種々の負担を強いさせるものであるから、 適正な住宅生協の運営を確保させるうえにおいて有用ではあるが、反面、告発された者の名誉を侵害し、行政当局から事情聴取を受 本件のような告発は、住宅生協の運営に不当な点があり、公益を害しているような場合に、行政当局をして監督権を発動させ、 告発する側で可能な調査をし、 告発された事実が真実でなかった場合には原則として違法性は阻却されないものである。ただ、告発する側の調査能力と告 その結果によれば告発した事実の存在が通常人の判断において確信しうるような場合には、 告発をするに際しては、 私利私欲の為でなく専ら公益を図る目的で告発した場 十分な根拠に基づき、 慎重になされるべきは当然であ

専務理事として住宅生協の統合問題に深くかかわっていたこと、専務理事辞任後も非常勤ではあるが理事であったことに照らすと、 は到底認められない。 本件は、自分の要求が受け入れられないことから、告発に及んだものであり、私利私欲の為でなく専ら公益を図る目的であったと 時までの役員報酬が別に支給されるかについて意思の不一致にあるが、このような紛争を解決するには民事裁判によるべきである。 調査をすれば確かめることが可能であったと思われる。また、本件告発に至る発端は、被告のM住協の退職の条件について、 そこで、本件について具体的に検討するに、本件告発書の内容には事実と相違する部分が多く、右相違部分は、被告がM住協の

以上の点を総合考慮すると、本件の名誉侵害は違法性を阻却するものではないといわなければならない。」

【24】東京高判平一・三・二二判タ七一八号一三二頁〔過失肯定〕

は、少なくとも過失が肯定されるとした。本判決では、弁護士懲戒制度が告訴制度と並列されているが、弁護士懲戒 などとして、注意・確認の程度を比較的低く設定し、不法行為の成立の範囲を狭めた。それにもかかわらず、本件で 制度に関しては、後述する【参考2】最判平一九・四・二四により、「著しく」の文言が外され、注意・確認の程度が た」とか、「被控訴人に不当な負担を余儀なくさせることを容易に知り得たのに拘らず、これを顧みることなくした」 くか否かを不法行為成立の基準とし、具体的には、「通常人であるならばこのような事由の存在を信じることはなかっ 本判決は、告訴と懲戒請求に関して、《A》「弁護士懲戒制度、告訴制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠」

じるに足りる根拠となるべき徴憑があったことも認めることはできない。 仮に通常の判断力を有する第三者が控訴人の立場にあったとして、この第三者が右懲戒申立及び告訴の時点で右各事実の存在を信 (二)につき、Aが悪質な窃盗常習犯であること、被控訴人が悪質な隠蔽工作を続けAから泥棒の分け前を受領していること、 承知の上で弁護活動を行っていること、N地方裁判所M支部裁判官と癒着して目に余る不公平な裁判を行わしめていること. 「(一) ……本件全証拠によっても、請求の原因5(一)につき、被控訴人が明らかに極めて悪質な犯罪に絡む事件であることを につき、医師Bが虚偽診断書を作成したこと、被控訴人がこれを教唆したことの各事実はこれを認めることができず、また、

引き上げられている。この最高裁判例の射程が告訴制度にも妥当するかは、後述するように、疑問がある。

によれば、 した事実は認められないとの理由で、N弁護士会綱紀委員会がそれぞれ「懲戒しないことを相当と認める。」との議決をし、 (一)及び(二)の第三、第四回懲戒申立については、右同日及び昭和六三年二月一○日に、いずれも懲戒事由として控訴人が主張 的、手段を超えてことさら請求人の名誉を毀損し、信用や品位を損ねようとしたものとは認められない。」との理由で、請求原因5 の事実を捏造し、悪意に基づいて請求人を陥れようとしたと認めるに足りる証拠はなく、かつ、訴訟手続における攻撃 申立については、昭和六二年八月二七日、「被控訴人Xが係属中の訴訟手続において、事件となんら関連性のない事項について虚偽 また、〔証拠〕によれば、請求の原因2(一)の第一回懲戒申立は昭和六○年一二月一六日取下げられ、同2(二)の第二回懲戒 同(三)の告訴についてはこれと同内容の告発についてであるが、N地方検察庁が昭和六二年一二月二八日、不起訴処分 防禦の

としたことが認められる。

論

叢

法

ところとなったと認められる。 手段を用いて、相手方を弾劾糺弾して止まない性癖のある者であって、このような性癖は遅くとも昭和六一年以降顕著に見られる 自省してしかるべきところを自省せず、相手方の迷惑や控訴人の行為によって生じる種々の不利益を顧慮することなく、あらゆる に従わない者はすべて自己に敵対する者として、これらの者に対し執拗に抗議又は攻撃的言辞を弄し、通常人であるならば当然に 以上認定の事実と前示一に認定した事実によれば、控訴人は、自己の主観的判断、意見のみが正当であり、自己の言い分

顧みることなくしたものと認めざるを得ない。従って、被控訴人が一つの不法行為に該当すると主張する控訴人の行為中、 前示控訴人の攻撃的言動と一連のものとして、被控訴人に不当な負担を余儀なくさせることを容易に知り得たのに拘らず、 常人であるならばこのような事由の存在を信じることはなかったと認められること前叙のとおりである以上、 くは弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠き被控訴人に対する違法な行為と認めることはできないが、同5(一) 回懲戒申立については、その請求原因、懲戒申立事由として控訴人の挙げる事由に照らせば、いまだこれらをもって裁判制度もし 人がそのために被った損害を賠償すべき義務を負うというべきである。」 (二)の第三、第四回懲戒申立、同(三)の告訴については、懲戒申立もしくは告訴事由として控訴人の挙げる事由が認められず、 年以降控訴人がした第三、第四回懲戒申立及び告訴に係る行為は、弁護士懲戒制度、 このことを前提として、前示控訴人の被控訴人に対する各行為を見ると、請求原因1の訴訟提起、同2(一)(二)の第一、第二 少なくとも過失に基づく一連の違法な行為として被控訴人に対する不法行為を構成し、 告訴制度の趣旨目的に照らして著しく相当 控訴人は被控訴人に対し被控訴 これを 昭和六

【25】東京地判平二・一二・二五判時一三七九号一〇二頁〔故意肯定〕

告訴と民事訴訟の提起に関して、故意による不法行為の成立を認めた。

本判決は、

不満から、すでに別件和解において自らも納得ずくで解決した件についてことさら蒸し返しをしているものにほかならないもので に対する賃借権を不法に取り込んだなどと主張しているけれども、 |被告は、本件の一連の民事訴訟の提起や刑事告訴において、訴外Aが虚偽の事実を主張して賃貸借契約を解除し被告の本件建物 要は、自己が訴外Bに対する転貸料債権を失ったことに対する

以上を総合すれば、被告の亡訴外Aないし原告らに対する本件訴訟一ないし一四の各民事訴訟の提起及び本件告訴一ないし

あることは明らかである。

件は、

ことを目的としてなされたものであって、訴権あるいは告訴権の濫用に当たり、 各刑事告訴は、いずれも、自己の請求や告訴に理由がないことを認識しながら、 告あるいは刑事事件の被疑者の座に据え、 あえて亡訴外Aないし原告らに財産的出捐をなさしめ、 不法行為になることは明らかというべきである。_ いたずらに亡訴外Aないし原告らを民事訴訟の被 あるいは精神的苦痛等を加える

【26】東京地判平五・一一・一八判タ八四〇号一四三頁〔過失肯定〕

嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠があることを確認」することが必要であるが、本件ではその確認がなされてい 請求をする場合には、右根拠の確認につき、一般人より高度な注意義務が課せられる」とした点である。ただし、 に相当な客観的根拠の調査、検討について一般人より高度な能力を有するといえるから、弁護士が告訴告発及び懲戒 いとして、不法行為責任を肯定した。本判決の大きな特徴は、弁護士について、「犯罪(懲戒事由) 本判決は、 告訴等に関して、《B》被告訴人等の不利益・負担を考慮して、「慎重な注意を要し、 犯罪 の嫌疑をかけるの (懲戒事由 な 0)

「……〔本件の各事実は〕真実とは認められない。」

弁護士が告訴人本人である事案であり、告訴代理人としての弁護士の責任が争われた事案ではない。

犯罪(懲戒事由)の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠の確認につい

戒請求をした場合には、 を行うには慎重な注意を要し、犯罪(懲戒事由)の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠があることを確認せずに告訴 告訴、告発及び弁護士に対する懲戒請求はそれを受けた者の名誉を著しく損う危険を伴うものであるから、 相手方に対して不法行為に基づく損害賠償責任を免れない。 告発及び懲

というべきである。 るといえるから、弁護士が告訴告発及び懲戒請求をする場合には、 弁護士は、 犯罪 (懲戒事由) の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠の調査、 右根拠の確認につき、一般人より高度な注意義務が課せられる 検討について 般人より高度な能力を有す

2 これを、本件についてみると、被告本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、 以下の事実が認められる

被告は、自らは本件老人ホームに問合せをせず、甲事件の依頼者であったAの母と妹が、本件老人ホームに行き、園長と事務長のB .書証1〕の作成経緯について、被告は、本件老人ホームの関係者に問合せをしておらず、〔書証2〕 の作成の経緯についても、

両名から受けたのみであり、〔書証3〕の作成の経緯については、被告は、N病院に電話で問合せたものの、既にCのカルテはなく、 に同号証について尋ねたところ、園長は烈火のごとく怒り出し、 〔書証3〕の作成の担当者も判明しなかった。 Bは自分が書いたことは認めて弁解しなかったという旨の報告を

唆・同行使及び虚偽有印公文書行使の各犯罪を構成すると考えて本件告訴告発及び本件懲戒請求に及んだものである。 み基づいて、それに反する甲事件での原告らの主張及び書証の提出につき、訴訟詐欺、有印私文書変造・同行使、有印私文書偽造教 被告は、各文書の作成の経緯について、右の程度の調査をしただけで、専ら、Cが脳軟化症ではなかったという確信にの

ざるを得ない。 らすれば、本件で被告のした調査はあまりに不十分であり、かつ告訴告発及び懲戒請求をした判断もあまりに軽率であったといわ 被告が弁護士であり、 犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的な根拠の確認つき一般人より高度な注意義務を課せられることか

たものであり、原告らに対する不法行為が成立する。」 よって、本件告訴告発及び本件懲戒請求は、被告が犯罪(懲戒事由)の嫌疑をかけるにつき相当な客観的根拠の確認をせずにし

【27】東京地判平一〇・二・二〇判タ一〇〇九号二一六頁〔過失肯定〕

とする者は、事実関係を十分調査し、証拠を検討して犯罪の嫌疑をかけることを相当とする客観的根拠を確認した上 本判決は、告訴に関して、《A》権利性を認める一方で、《B》被告訴人の不利益・負担を考慮して、「告訴をしよう

で告訴すべき注意義務を負う」としたうえで、この注意義務違反があるとして、不法行為責任を肯定した。

法

律

論

注意義務を負うのであって、国家権力を利用して事実関係を調査するために、 とする者は、事実関係を十分調査し、証拠を検討して犯罪の嫌疑をかけることを相当とする客観的根拠を確認した上で告訴すべき いことはいうまでもない。 告訴は、捜査機関に対して犯罪事実を申告し訴追を求める意思表示であって、犯罪の被害者その他一定の者に与えられた権 告訴によって被告訴人の名誉を毀損し人権を侵害するおそれがあることは、 合理的な根拠もないのに告訴をすることが許されな 当然に予想されるから、

らず、被告本人尋問の結果によれば、被告は、 があるとは考えがたい立場にあるフリーライターのAが、被告の辞職を求めたとのBの発言は、あまりに不自然であるにもかかわ ところで、AがBに対して被告の辞任を要求させた事実が認められないことは、前記二2(一)のとおりであり、N大と利害関係 Aに二度電話をしたところ二度とも偶然不在であったというだけで、Aに事実関係を

的根拠がないにもかかわらず告訴をしたものとして、注意義務違反の誹りを免れない。 確かめることをあきらめ、本件告訴事実があると軽信したというのである。そうすると、 被告は、 本件告訴事実を認めるべき客観

また、前記二2(二)のとおり、BがAの要求に藉口して被告に辞職を迫ったことについて、 原告の関与があったと推認させる根

拠も不十分である。

精神的苦痛を被ったことが認められる。

怠ったものであり、 そして、原告本人尋問の結果によれば、原告は、本件告訴によりT警察署及びT地方検察庁において二度にわたり取調べを受け、 以上によれば、被告は、本件告訴に当たって、 右行為は不法行為に該当するというべきである。 原告に犯罪の嫌疑をかけることを相当とする客観的根拠を確認すべき注意義務を

ことが認められる。しかし、〔証拠〕によれば、原告らが、右のとおり学内で報告をしたのは、大学の自治との関連で、被告が学長 で辞任要求をしていた原告が、被告から刑事上の告訴を受けたことを知れば、その当否を改めて学内で問うことは当然のなりゆき の立場を離れて個人的にA及び大学内の関係者を告訴したことの適否を学内で問題とするためであったと認められる。また、学内 右教授会において被告に告訴された旨の発言をしたことによって、被告が原告を告訴した事実が広く学内に知られるようになった 年一月二五日ころ、原告やCが本件告訴を受けたことについて報告するためにN大の教室で集会を開催し、あるいは、原告自身が 会において、A及びその関係者を告訴した旨の発言をしていたに過ぎず、Aを除く被告訴人が誰であるかを言明していなかった同 主観的な名誉感情の侵害を超えて、社会的評価が低下されたというには、名誉を毀損する事実が一定の範囲に流布されること かかる事態は被告自身も予想していたものと推認できる。さらに、 他の第三者に知られたことも推認される。 〔証拠〕及び原告本人尋問の結果によれば、告訴人である被告は、平成六年二月一四日に開催された教授 告訴に基づく捜査の過程で本件告訴の事実が他の被告

そうすると、本件告訴と告訴事実の流布による社会的評価の低下との間には、 なお相当因果関係が認められるというべきである。」

【28】大阪地判平一一・三・三一労働判例七六七号六〇頁〔過失肯定〕

には、 本判決は、 合理的根拠がないのに単なる憶測に基づいて告訴に及び、その後当該犯罪事実が存在しないことが判明した場合 当該控訴は不法行為を構成する」としつつ、本件はこれにあたるとして、不法行為責任を肯定した。他方で、 告訴に関して、《B》被告訴人の不利益・負担を考慮して、「告訴は慎重に行うべきことはいうまでもな

性がない」とした

叢

らないことを指摘した。また、一一万一二○○円の横領と四三○○万円の横領とでは、「犯罪事実の主要な部分の同一 '告訴者が社会通念上相当な理由に基づいて被告訴者を犯人であると信じて告訴に及んだ場合」には、不法行為にはな

じて告訴に及んだ場合には、後に犯罪事実が存在しないことが判明したとしても、当該告訴が不法行為となるものではない 該告訴は不法行為を構成するというべきである。もっとも、告訴者が社会通念上相当な理由に基づいて被告訴者を犯人であると信 「告訴は、犯罪によって被害を被ったと考える一般人が、特定の者を犯罪者として捜査機関に申告する行為であり、被告訴者にと 合理的根拠がないのに単なる憶測に基づいて告訴に及び、その後当該犯罪事実が存在しないことが判明した場合には、 犯罪の嫌疑を被せられ、 その人権を侵害される危険性の高い行為であるから、 告訴は慎重に行うべきことはいうまで

ることを考慮したとしても、なお合理性がないといわざるを得ないのであって、 が逮捕勾留されたことは、本件告訴の不法行為性を左右するものではないというべきである。 ながら、一一万一二○○円の横領と四三○○万円の横領とでは、犯罪事実の主要な部分の同一性がないといわざるを得ず、原告X あったことが証明されない限り)、同原告が横領を行ったとの判断には社会通念上相当な理由があったということができる。 ○○万円と判断したことは、前記に述べた本件訴訟における被告の主張の変遷に照らせば、膨大な伝票等の調査が困難な作業であ 行為を行ったことを認めるに足りる証拠がないことはこれまでに述べたとおりであり、そして、被告が原告らによる横領額を四三 ○円の社員販売代金を横領したとの嫌疑により逮捕勾留されたことが認められるので、その限りでは(右逮捕勾留が違法なもので 右の見地からみると、被告は、原告らを約四三〇〇万円の横領を働いたものとして告訴したのに対し、結局原告らがかかる横領 本件告訴は原告らに対する不法行為を構成するというべきである。なお、……〔証拠〕によれば、原告Xは、一一万一○○ 本件告訴に社会通念上相当な理由があったとはい

【23】宮崎地判平一二・五・二九判時一七三三号九四頁〔故意肯定〕本人+代理人弁護士

本判決は、

るのに相当な客観的根拠がないことを知りながらあえて行ったものである」として、故意を肯定した。そして、《A》 を十分に確認」することが必要であるとしたうえで、本件告訴は、「拉致・監禁を隠蔽するために、 告訴に関して、《B》被告訴人の不利益・負担を考慮して、「犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的 犯罪の嫌疑をかけ

「告訴制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠」くことを、違法と評価する基準として引き合いに出している。 な

お、被告YIは、告訴時に代理人弁護士であった。

を十分に確認したうえでしなければならず、これを怠れば、不法行為責任を負わなければならないところである 「告訴は、それにより他人の名誉その他の法益を害する危険を有するものであるから、 犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的根 拠

ものであるというべきであり、全体として、告訴制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠き、 みえるが、前記認定した本件告訴に至る経緯に照らすと、本件告訴は、一体として原告Xの拉致・監禁を隠蔽するためになされた 致・監禁を隠蔽するために、犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠がないことを知りながらあえて行ったものであるというべき 本件についてみるに、前記認定事実からすると、本件告訴は、本件民事訴訟と同様、被告Yが、同Yの指示のもと、原告又の拉 よって、被告Y2及び同Y1は、本件告訴について共同不法行為責任を負わなければならない。」 被告11の本件拉致計画への関与に関する部分についての告訴も、本件民事訴訟と同様、 違法であるといわざるを得ない。 一見正当な行為のようにも

【3】東京地判平一四・一二・三 LexisNexis〔過失肯定〕

ていないとして、不法行為責任を肯定した。なお、本件では訴えの提起の不法行為の成否も争われたが、それは告訴 の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠があることを確認」することが必要であるとしたが、本件ではその確認を行っ 本判決は、告訴に関して、《B》被告訴人の不利益・負担を考慮して、「事実関係の慎重な調査を要する」とし、「犯罪

「告訴は、それを受けた者の名誉を著しく損ない、 事実関係の慎重な調査を要するというべきであり、 精神的苦痛を与える危険を伴うものであるから、 犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠があることを確認せずに告訴を 特定人を告訴しようとする者

した場合には、その相手方に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負うものというべきである。

とは異なった【参考1】最判昭六三・一・二六に則った基準で判断している。

律的根拠を欠くものである上、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて 訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の制度趣旨及び目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られると解 他方、訴えの提起が相手方との関係で不法行為となるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、 法

するのが相当である。

ことを容易に判断することができたものと考えられ、仮にそうでないとしても、少なくとも通常人であれば、その主張する権利又 ことが明らかであるから、原告の本件告訴を正当化するものとはいえない。また、本訴提起についても、告訴が不起訴処分になり、 訴を提起したものといわざるを得ず、訴えの提起が裁判制度の制度趣旨及び目的に照らして著しく相当性を欠くものと認められる。 は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであると認識することができたにもかかわらず、本件の事実関係を誤認し、安易に本 さらに検察審査会の結論も不起訴相当となった後に提起されたものであり、かつ、原告は本訴提起前の調停を申し立てたものであ ともないが、原告の主張する被告らの暴行の態様については、あまりにも実際とかけ離れており、その余の告訴事実も理由がない かとの危惧を抱き、その後のもみ合いについても被告らの故意によるものと思いこんだとしても無理からぬ面があるといえないこ 務所内には訴外警備会社の関係者のみがいたことなどに照らすと、原告が被告Yらからそれ以上の有形力の行使を受けるのではない であるところ、被告Yのこのような有形力の行使は違法とも評価される行為であることや、当時本社応接室内及びこれに隣接する事 訴事実については、被告Yが原告の鞄の中から辞令を無理矢理奪い取ろうとして原告の鞄に手をかけ、これに端を発して生じたもの 訴人として特定して告訴し、さらに、同様の主張をして本訴を提起するなどしたものであるが、前記認定判断のとおり、被告らによ 被告らに犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的証拠があることを確認せずに告訴をしたというべきである。もっとも、本件暴行の告 直接経験し、又は少なくともその事実の存否を経験則上容易に判断することができる性質のものであることに照らせば、原告は、 これを本件についてみると、原告は、被告らから様々な脅迫及び嫌がらせを受け、また、集団で暴行されたとして、被告らを被告 したがって、原告の本件告訴及び本訴提起はいずれも不法行為に該当し、原告は被告らに対し、損害賠償義務を負うものという 同調停の席において被告らの言い分を聞けば、自己の主張する権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである 嫌がらせ及び暴行の事実はいずれも認められず、 しかも、 原告の主張する事実は、 それを原告が

【31】東京地判平一六・三・一九 LexisNexis〔否定〕

べきである。」

であるとしたうえで、本件ではその確認がなされているとして、過失を否定した。 の不利益・負担を考慮して、「告訴事実が存在することについて相当な客観的根拠があることを確認」することが必要

本判決は、告訴に関して、《A》告訴が「犯罪の被害を受けた者の正当な権利」であるとする一方で、《B》被告訴人

責任を免れないと解するのが相当である。」 信用等を毀損する危険を伴うものであることに照らせば、 訴事実が存在することについて相当な客観的根拠が存在するか否かを確認せずに告訴したときは、過失があるものとして不法行為 て告訴事実が存在することについて相当な客観的根拠があることを確認した上で告訴した場合には不法行為責任を負わないが、 - 犯罪の告訴における告訴人側の不法行為責任は、 告訴が犯罪の被害を受けた者の正当な権利である一方で、告訴された者の名誉、 告訴事実が実際には存在しないという場合においても、 告訴人側にお

に対しC社の財務状況を開示しなかったとの認定を何ら左右するものでないことは明らかである。)、かえって、F社に対し、原告 と解すべきであるから、 緊密な連絡の下に、C社の会計書類等関係書類を検討し、本件顧問契約の実体等について調査したことが認められる。そして、この 在することについて相当な客観的根拠があることを確認した上で、 するに至ったとしても、 告の対応に対して不信感を増大させていたF社側ないし被告らにおいて、本件顧問契約が実体を伴わない仮装の契約であると判断 を持ったとしてもやむを得ない原告とC社との間の不透明な資金の動きや帳簿書類の処理が認められたことなどを総合すれば、 がC社の債務についてした連帯保証契約を解除する旨の要求を繰り返していたこと、本件顧問契約のほかに、F社側において疑 のであるから、C社の代表取締役を務める原告としては、F社に対し、C社の財務状況について報告をする義務を負っているもの められても種々の理由をつけてこれに応ぜず(C社が本件株式購入契約によりF社の一〇〇%子会社となって連結子会社となった 本件業務の具体的な内容に係る書類を全く提出していないばかりか、原告が、F社から財務状況の開示や表明保証条項の履行を求 ない旨の陳述書を提出したこと〔証拠〕に加え、原告が本件告訴以前においてF社に対して本件顧問契約の実体であると主張する 件顧問契約の契約書に記載された担当者及びその雇用主が、同契約の存在及び担当者の氏名が契約中に記載されていることを知ら 約が実体を伴わない契約であり、 調査の結果、 「本件告訴における被告らの故意又は過失の有無について検討するに、被告らは、本件告訴をするに当たり、 原告が設立したD社に出資してその取締役にも就任するなど、従前から原告と親密な関係にあったEが、本件顧問契 原告の主張する、F社がC社の顧問税理士からの顧問契約の申出に応じなかったとの事情は、原告がF社 一応合理的であったというべきであって、 原告がD社を利用してC社から不当に金員を受領していると結論付けたこと(E第一陳述書)、本 本件告訴を行ったものと認められる。」 被告らは、 本件告訴事実について必要な調査を行い、 A弁護士やB弁護士と 原

らの責任は発生しないのであるから、その余の点を判断するまでもなく、 「仮に本件告訴事実が存在しなかったとしても、被告らには本件告訴をするについて故意又は過失があったとは認められず、 請求原因事実は認められない。」

【32】東京地判平一六・一一・二九判時一八九四号二六頁〔否定〕

について、罪質・保護法益の共通性を指摘している点、をあげることができる。

査や刑事裁判における被害申告者の被害申告が果たした役割を指摘している点、④告訴内容と客観的事実の食い違 関して、《A》告訴は法律上正当なものであり、原則として、不法行為責任を問われないとする一方で、被害申告者に る点、②単なる過失ではなく「重過失」を不法行為の成立要件としている点、③考慮すべき事情として、その後の捜 故意または「重大な過失」があるときは不法行為責任を負うことがあるとした。本判決の特徴として、①不法行為の 実の性質として異なるものではない」ことを理由に、虚偽の事実の申告でないとした。また、一般論として、告訴に 般的な成立要件論の中で検討するのではなく、《A》法律上正当なものとして原則として不法行為責任を否定してい 客観的事実と告訴事実に齟齬・不一致があるが、「刑法上、罪質・保護法益を共通に」しており、「被害事

は重大な過失があると認められるときには、 場合には、その後の捜査や刑事裁判における被害申告者の被害申告が果たした役割等の諸般の事情を考慮し、 事実と著しく異なる被害事実を申告した場合や、体験・認識・記憶している事実を誇張するなどして客観的事実と著しく異なる被 めることは、 害事実を申告した場合など、客観的事実又は被害申告者が認識・記憶している事実と被害申告の内容に苦しい齟齬・不 ·ある者から犯罪の被害を受けたと考える者が、その体験や認識、記憶に基づいて、被害内容を捜査機関に申告し、その処罰を求 被害申告者が、捜査機関に対し、自らの事実認識や記憶の過程に明白又は容易に気付くべき誤謬が混入したまま客観的 法律上正当なことであり、 原則として、そのことによって不法行為責任を問われることはないというべきである。 、被害申告者が不法行為責任を負うことがあると解される。 被害申告者に故意又

実と被害申告の内容に齟齬・不一致があったとしても、 することはやむを得ないところと考えられるから、客観的事実 ものであり、 一般に、被害申告者が被害申告を行った場合、加害者とされている者について、どのような捜査を行い、加害者とされている者を 被害申告者が左右できるものではないし、また、被害申告者が、その被害感情から、被害事実をある程度強調して申告 有罪の場合の量刑については、捜査機関が独自に行う捜査や法的観点からの判断や、公判廷での立証活動に左右される 起訴するかどうか、その場合の罪名、被疑事実及び公訴事実をどのように構成するか、加害者とされている者の有罪・ 被害事実の性質として異なるものでない限り許容されるというべきである。 (証拠上認められる事実) 又は被害申告者が認識・記憶している事

に、「弁護士が告発をする場合には、

趣旨からして、

それらの齟齬・不一致は、刑法上、 べきであり、 として異なるものではないから、客観的事実 トレス反応の点についても、傷害の内容が附加されているにすぎず、同様に致傷罪の範囲に属する事項であって、被害事実の性質 訴状〔証拠〕に記載され、被害事実として捜査機関に申告された……ことが本件証拠上事実であるとまでは認定できないとしても、 本件においては、原告が前記一(2)で認定した行為を行い、それについて被告が承諾していなかったと認められる以上、本件告 虚偽の事実の申告であるとは認められない。 罪質・保護法益を共通にする強姦罪又は強制わいせつ罪の範疇にとどまるものであり、 (証拠上認められる事実)と被害申告の内容の齟齬・不一致として許容されるという

で認めるに足りる証拠はないから、その点について、被告に故意又は重大な過失があったということはできない。」 や記憶の過程に明白又は容易に気づくべき誤謬の混在、あるいは、被告の体験・認識・記憶する事実の誇張などの結果によるとま また、本件告訴に係る事実の一部に、本件証拠上認められる客観的事実と齟齬・不一致があるとしても、 それが、被告の事実認識

【33】大分地判平一七・五・二六最高裁 Web サイト〔否定〕 〈告発、 記者会見〉

本判決は、以下に述べるような告発にあたっての相当の注意を怠っていないとして、過失を否定した。弁護士が行っ

ことを確認せずに誤った告発をした場合にも、告発が公然性を有するか否かにかかわらず、被告発者に対して不法行 かけるのに相当な客観的根拠の調査、検討について一般人より高度な能力を有する」ことや、「弁護士法一条、二条の 為に基づく損害賠償責任を免れない」とした。また、告発人が弁護士であることについて、「弁護士は、 負担を考慮して、「相当の注意をすればこれを知り得た場合」、あるいは、「犯罪の嫌疑をかけるのに客観的根拠がある た告発と記者会見に関して、《A》告発一般を「刑事訴訟法上は適法」なものとする一方で、《B》被告発人の不利益 犯罪の嫌疑を

間で、 相手方当事者に偽証教唆の点を問い質していないことについて、「多数の訴訟で対立していた原告側と被告側の 被告側が原告側に問い合わせをすることは一般には困難である」とするとともに、「捜査機関より前に相手方と

弁護士という職務には被告発者の人権にも一般人以上に配慮することが期待されている」ことを根拠

かかる根拠の確認につき、一般人より高度な注意義務が課せられる」とした。

接触することは意見の分かれるところである」ことから、「この点をことさら重要視することはできない」とした。な 記者会見については、「一般の名誉毀損法理」に基づいて不法行為責任の成否を検討する必要があり、告発と記者

会見は別個に検討する必要がある(ただし、本判決の事例では、原告は被告発人となっていなかった)とする。 一他人を犯罪者として捜査機関に申告することは、 これを知りながら、 又は相当の注意をすればこれを知り得た場合には、 刑事訴訟法上は適法であるが(刑事訴訟法二三九条)、犯罪を犯していない者に 告発行為によって被告発者に与えた財産上・精神上

法理に基づき、その不法行為の成否を検討する必要がある。 るとおり、まさに他人に犯罪の嫌疑があるという内容について事実を摘示して公表することにほかならないから、 の損害を賠償する責任が発生し得る。よって、本件告発行為は、それ自体で独立の不法行為が成立し得る行為である。 また、本件記者会見は、複数の記者に対し、本件告発状の写しを交付し、その要旨を公表したものであるが、その内容は、後述す 一般の名誉毀損

するにあたっては、本件告発と本件記者会見とを別個に検討するのが相当と考える。」 同記者会見の内容、 ところで、原告らは、本件告発と本件記者会見とを一体の不法行為とみることができるとも主張している。確かに、 本件記者会見と態様が異なるし、 日時の近接性からすると、密接に関連していることは認められるが、 原告会社は被告発者とはなっていないから、 本件告発自体は捜査機関のみに対する申 原告らの社会的評価の低下の有無を検討 本件告発と

被告発者に対して不法行為に基づく損害賠償責任を免れない の嫌疑をかけるのに客観的根拠があることを確認せずに誤った告発をした場合にも、告発が公然性を有するか否かにかかわらず、 のであることから、告発者が、被告発者に犯罪の嫌疑がないことを知りながら告発した場合はもちろん(刑法一七二条参照)、犯罪 を受けるなど事実上の不利益を受け、 告発は、私人が他人に対し犯罪の嫌疑をかけ、これを捜査機関に通告するものであり、被告発者が捜査機関等による取調べ 最終的に無実の罪に問われる危険に晒され、その結果精神的苦痛等を被ることがあり得るも

るといえるから、 弁護士は、 弁護士が告発をする場合には、かかる根拠の確認につき、 二条の趣旨からして、 犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠の調査、 弁護士という職務には被告発者の人権にも一般人以上に配慮することが期待されてい 検討について一般人より高度な能力を有するといえるし、 一般人より高度な注意義務が課せられるというべきで

犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠の調査・検討をしたか否かについては、後述するとおり、

本

これを本件でみると、

原告X1や同Xの原告会社における地位のほか、被告Y1は、

Cから、

原告X1及び同X2の本件第二回打合せへ

の関与や、

原

認識していたのであるから、原告会社には、もともと証拠に関する不正な体質があるのではないかと感じていたことには相当な理 告会社が訴訟で不利益を被らないために、虚偽の証拠を後日作成したり、 件記者会見で本件告発を発表することに関する真実性・相当性と重複する側面があるから、……まとめて論じる。」 「前記· ……の認定事実によると、被告YIが、AやBを当事者とする訴訟の中で、 関係者に口裏合わせをさせようとしたことがあることを 既に原告会社の内部情報を入手していたほか、 原

由がある。

度で、 は、 偽証告白は、 きない以上、 法廷で偽証を証言することを了承していたことのほか、偽証罪は、証人が客観的事実に反した証言をすることに本質があるのでは は多項目にわたり、 証言態度等から、第一次C証言の内容に虚偽の部分があるのではないかと感じていたところへ、Cが、第一次C証言から4か月 容自体に不自然な点があり、 その証拠価値はともかくとして、Cが記憶に反することを述べた点で偽証罪になりうる部分があるといえる。 自らの記憶である主観的事実に反することを証言することを本質とするところから、 原告会社を退職して被告当に自ら連絡を取り、偽証した旨を告白したこと(このこと自体希有の事柄に属する。)、その内容 第一次集団訴訟で、 信憑性が高いと考え、同告白全体を信用したのはやむを得ない面があるというべきである。そもそも、 証人自身が、自らの証言が記憶に反すると述べることは重大な意味を持ち得ることなどからすると、被告Yが、C かつ自らの利益を追求したものとは考えられなかったこと、 D等の側の代理人として、Cの証言態度を目の当たりにしていた被告Yが、Aの証言との対比やC 訴訟の重要な争点について、 原告会社側の証人として出廷したいわゆる敵対証人であるCの証言 公的機関に提出する各陳述書に署名押印 証人の記憶が外部からは容易に察知で 第一次C証言

会社の関係者の圧力によるものと被告YIが考えたのは、 益を図る動機を窺わせるような事情も見当たらなかったことなどからすると、Cが偽証をした理由が、Cの告白したとおり、 ると感じていたことに相当の理由があること、Cの偽証告白を信用したことにはやむを得ない面があること、そもそも第 真実偽証罪になりうる部分があることのほか、Cが、自らも偽証罪に問われることを指摘されても態度を変えず、自らの 被告Yが弁護士であることを考慮しても、上記のとおり、 相応の根拠があるということができる。 被告Yが、もともと原告会社には証拠について不正の体質があ 次C証

書が偽証を目的として作成・交付されたものと考えたのはやむを得ない面がある。 被告YはCから、 その回答部分が被告Yが認識していた原告会社内部の情報と異なっていたというのであるから、本件尋問事項 本件尋問事項書を示されたものであるが、本件尋問事項書は、 既に回答が書き込まれていた箇所が多

告X1による貸付方法の図示、原告X2らによる証人としてCの選定、 関より前に相手方と接触することは意見の分かれるところであるから、この点をことさら重要視することはできない。 訟で対立していた原告側と被告側の間で、 から、不法行為は成立しない。)。なお、被告らは、原告側に偽証教唆の点を問い質していないが、第一次集団訴訟のほか、多数の訴 というべきである(したがって、本件告発を単独でとらえた場合でも、告発にあたって相当の注意を怠ったとみることはできない て偽証教唆を企て、それを実行したと考えて、本件告発を提案したことは相当であるといえるし、以上の被告Yの認識を前提とす Y1が、かかる一連の経緯及び事情に照らし、E、原告X、同Xが、第一次集団訴訟において、原告会社の利益を図るために、共謀し 被告11の提言・報告をもとに本件告発を決め、また本件記者会見を行った被告22らについても、相当性を欠くところはない 被告側が原告側に問い合わせをすることは一般には困難であると考えられるし、 本件尋問事項書の送付等を聞き取っていたのであるから、

とを信じた被告らに過失があるとはいえない。」 識していた原告会社の実態を前提とすれば、本件尋問事項書の体裁や第一次C証言、Cの陳述などから偽証教唆の事実があったこ がないことは容易に分かったはずであると主張しているが、本件尋問事項書やCの証言等を対比しても、被告らが訴訟活動等で認 これに対し、原告らは、本件尋問事項書の体裁や、第一次C証言等を精査すれば、Cの証言が偽証ではないことや、偽証教唆行為

律 【34】高松高判平一七・一二・八判時一九三九号三六頁〔否定〕代理人弁護士

法

本判決は、

ことはできない」とした。また、当該告訴の理由書は、「人格や名誉を損なう表現を用いており、……不適切である」 有利に図るためになされたもの」としつつも、本件の事実関係を前提にすれば、「直ちに違法性を帯びるものと断ずる て申し立てた告訴に関して、不法行為の成立を否定した。本判決は、代理人弁護士が申し立てた告訴を、「刑事処分を 強姦罪の被疑者の弁護人でもある代理人弁護士が、当該強姦罪の告訴申立ては虚偽告訴罪にあたるとし

告訴が不法行為を構成する(違法と判断される)基準として、「全体としてみて社会的相当性を大きく逸脱しており、 が、「全体としてみて社会的相当性を大きく逸脱しており、正当な弁護活動の範囲を超えていて違法であると断ずるこ として努めなければならない高い品性の保持(弁護士法二条)という観点」を指摘している点、②代理人弁護士による とまではできない」とした。本判決の特徴は、①とくに告訴を申し立てるのが弁護士であることに着目して、「弁護士

と断ずることはできない。

正当な弁護活動の範囲を超えているか」否かを用いている点である。

を用いてホテルに連れ込んで性交渉に及んだことを窺わせる事情は見当たらないのであるから、一審被告Yが、強姦罪の構成要件 付を受けていたことからすると、上記告訴は、一審被告Yの刑事処分を有利に図るためになされたものであるといわざるを得ない。 の強姦の申告への対抗上、一審被告22の代理人として一審原告を逆に虚偽告訴罪で告訴したとしても、直ちに違法性を帯びるもの の一つである、姦淫の手段としての暴行又は脅迫の事実があったと認められない以上、強姦罪が成立しないものと考え、一審原告 もの)である平成一三年五月七日であり、しかも、一審被告Y1は、同年四月二八日には一審被告Y2から告訴手続に必要な委任状の交 「一審被告71が一審被告72の代理人として一審原告を虚偽告訴罪で告訴した手続……について検討する。 しかし、……一審被告Yが一審原告と性交渉を持つ過程で、一審被告Yが一審原告に暴力を振るったり、明らかに脅迫的な言辞 ……一審被告Yが一審被告Yの代理人として一審原告を虚偽告訴罪で告訴したのは、一審被告Yが強姦罪で勾留中(勾留延長後の

められない。」 してみて社会的相当性を大きく逸脱しており、正当な弁護活動の範囲を超えていて違法であると断することまではできない して努めなければならない高い品性の保持(弁護士法二条)という観点からみて、不適切であると非難することはできるが、全体と また、上記虚偽告訴罪で告訴した後に提出した告訴理由書……は、一審原告の人格や名誉を損なう表現を用いており、弁護士と したがって、 一審被告Yが一審被告Yの代理人として一審原告を虚偽告訴罪で告訴した手続が、不法行為を構成するものとは認

【35】長野地上田支判平二三・一・一四判時二一〇九号一〇三頁〔過失肯定〕本人+代理人弁護士

【35-2】東京高判平二三・一二・一四公刊物未登載(本件控訴審判決)について、本分割掲載末尾の

〔補遺〕を参照

痛を与える危険を伴うものであるから、特定人を告訴しようとする者は、事実関係の慎重な調査を要する」としたう えで、告訴人には「事実関係の慎重な調査を要すべき注意義務がある」とする。また、告訴をめぐる不法行為責任の 本判決は、告訴人が注意すべきことに関して、《B》「告訴は、それを受けた者の名誉等を著しく損ない、 精神的苦

成否に関して、「犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠があることを確認せずに告訴をした場合には、その相手方

判断基準について

論

肯定した。なお、告訴任意代理人弁護士の行為が、正当業務行為として違法性が阻却されるかに関して、「一般に、弁 容が公序良俗に違反し明白に違法な場合や、その依頼内容を実現すると違法な結果が招来されることについて弁護士 に悪意又は重過失が認められるような場合等の例外的な場合を除いては、弁護士が依頼者の依頼によって行った行為 護士は、依頼者の依頼の趣旨に沿うよう、委任された法律事務を処理することが要求されるところ、依頼者の依頼内 あるから」、共同不法行為となるとする。本判決は、これらに基づいて、告訴人本人と代理人弁護士に共同不法行為を に対して不法行為責任を負う」とする。そして、共同不法行為の成否に関して、告訴は「話合いの上で行ったもので

は、正当業務行為として当該弁護士については違法性が阻却されると解するのが相当である。」とする。

をした場合には、その相手方に対して不法行為責任を負うものというべきである。 者は、事実関係の慎重な調査を要するというべきであり、犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠があることを確認せずに告訴 告訴は、それを受けた者の名誉等を著しく損ない、精神的苦痛を与える危険を伴うものであるから、特定人を告訴しようとする

一 本件告訴のうち殺人罪に係る告訴について」

法

5

律

ア ……本件告訴のうち殺人罪に係る告訴は、事実に反する内容であったものというべきである。 ……被告らは、原告に対して犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠があったということもできない。

うべきである。 また、被告らは、原告に対して犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠があることを確認せずに、本件告訴をしたものとい

のようなものであったか確認することは、本件告訴をする上で、初歩的な調査ないし検討事項というべきである すなわち、被告らの主張によれば、一二月三日の話合いは、 極めて重要な実行行為に該当する原告の行為の一つであったはずである。そうであるならば、一二月三日の話合いの内容がど Aの自殺という結果に最も近接する殺人の実行行為とされているか

いるのである。また、被告Yも、被告Yからその経過を聞いて確認できた。さらに、被告Yがその状況を録音していたところ、被 ところが、被告Yは、一二月三日の話合いに立ち会っていたし、 前記認定のとおり、 Aに対して発言を求めたり、

ところが、被告Y1は、法律の専門家である被告Y2に本件告訴を依頼しておきながら、一二月三日の話合いの内容と、 告Yは、その録音テープを本件告訴前に被告Yから入手していて、一二月三日の話合いの状況を客観的に確認できる状況もあった。 情等に照らせば、被告らは、前記告訴の内容につき、相当な客観的根拠の有無について、十分な確認をしていなかったものといわざ 討した形跡はない。また、被告Yは、本件告訴をする前に、同録音テープを詳しく聴くことをしなかった。したがって、かかる事 容との間に事実経過との間にそぐわない点があることが明らかであるにもかかわらず、その点について、被告らの間で具体的に検 前記告訴の内

不法行為となる てよく、 にもかかわらず、殺人罪という犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠もなく、 よって、本件告訴のうち、原告が殺人罪を犯したとする本件告訴は、被告らに事実関係の慎重な調査を要すべき注意義務がある 原告に対する不法行為に当たる。そして、前記告訴は、 被告らが話合いの上で行ったものであるから、 また、 その確認もせずに本件告訴をしたといっ 被告らによる共同

るを得ない。

三 本件告訴のうち名誉毀損罪に係る告訴について」

客観的根拠はなかったというべきである。 他方、本件告訴のうち、Aに対する名誉毀損に係る告訴は、事実に反する内容であり、 ……原告による記者会見における五月下旬の家出に関する発言は、 全体としては虚偽事実を指摘しているわけではなく、 原告に対して犯罪の嫌疑をかけるのに相当な

本件告訴をしたものというべきである。 3 さらに、以下の事情によれば、被告らは、原告に対して犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠があることを確認せずに、

していたと認められる。そうすると、法律の専門家である被告?2に、五月下旬の家出の経過を説明した上で、告訴内容を相談すれ 会見での五月下旬の家出に関する摘示事実が、重要な部分において真実であることは、自分自身の体験したこととして、当然認識 すなわち、 本件告訴の内容が虚偽となることは容易に知ることができたものというべきである。 被告Y1は、当時、 五月下旬の家出に関する前記事情を本件高校関係者に説明していたのであるから、

件告訴の前に、原告ないし教育委員会等に対し、原告による記者会見での摘示事実の根拠について問い合わせるなどの調査を行っ ていなかったものといわざるを得ない。 たと認めるに足りる証拠もない。係る事情に照らせば、被告らは、 前記告訴の内容に関して、被告Bの主張と原告の主張とが真っ向から対立していたにもかかわらず、 前記告訴の内容につき、 相当な客観的根拠があることを確認し

る共同不法行為と評価することができる。」 といってよく、原告に対する不法行為に当たる。そして、前記告訴は、被告らが話合いの上で行ったものであるから、被告らによ マ〕にもかかわらず、名誉毀損という犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠もなく、 4 よって、本件告訴のうち、Aの名誉毀損に係る本件告訴は、被告らに事実関係の慎重な調査を要すべき注意義務ある また、その確認もせずに本件告訴をした

また、弁護士としての行為は正当業務行為として違法性が阻却されるのか否かに関して、次のように判示する。

当該弁護士については違法性が阻却されると解するのが相当である。 重過失が認められるような場合等の例外的な場合を除いては、 内容が公序良俗に違反し明白に違法な場合や、その依頼内容を実現すると違法な結果が招来されることについて弁護士に悪意又は 一般に、弁護士は、依頼者の依頼の趣旨に沿うよう、委任された法律事務を処理することが要求されるところ、依頼者の依頼 弁護士が依頼者の依頼によって行った行為は、正当業務行為として

二 そこで検討するに、被告ソにおいて、本件告訴の内容及び本件告訴等に係る各摘示事実が真実であるかについて、 び原告の名誉等を毀損したことにつき、重大な過失があるものというべきである。 査ないし検討さえ尽くしていないものといわざるを得ないことは前記のとおりである。また、被告Yには、本件告訴をしたこと及

したがって、被告27の原告に対する不法行為につき、正当業務行為としてその違法性が阻却されることはない。」

律

論

法

【36】東京地判平二三・二・九最高裁 Web サイト〔否定〕

一三・一○・三一最高裁 Web サイト)で是認)。なお、本件では、訴えの提起に関しても不法行為の成否が争われて 負っているとしたうえで、本件では告訴事実が認められるとして、違法性を否定した(控訴審(【36-2】知財高判平

本判決は、告訴に関して、一般に、「犯罪の嫌疑をかけることを相当とする客観的根拠を確認すべき注意義務」を

いるが、【参考1】最判昭六三・一・二六の基準に則って判断がなされている。

意を怠って告訴、告発を行えば不法行為になるというべきである。 「一般に、告訴、告発をする者は、犯罪の嫌疑をかけることを相当とする客観的根拠を確認すべき注意義務を負っており、かかる注

これを本件についてみるに、そもそも、本件告訴に係る告訴事実が認められることは、 前記1~5において検討したとおりであ

よって、本件告訴が違法であるとする被告の主張は理由がない。」るから、原告が上記注意義務に違反して本件告訴を行ったと認めることはできない。

【37】東京地判平二三・四・二一判タ一三五五号一七四頁〔故意肯定〕

本判決は、内容が虚偽であることを認識しながら行った告訴(および捜査段階と公判廷での供述)について、 当該

事件で無罪判決を受けた被告訴人に対する不法行為が成立するとした。

本件告訴及び本件供述は、原告に対する不法行為を構成するというべきである。」 「被告は、本件告訴及び本件供述の内容が虚偽であることを認識しながら、本件告訴及び本件供述に及んだのであるから、 被告の

2 訴えの提起、弁護士の懲戒請求に関する判例

基準を示している。告訴が不法行為を構成するか否かの基準に関する最高裁判例がない中で、 告訴に関してではないが、最高裁は、「訴えの提起」と「弁護士の懲戒請求」について、それが不法行為を構成する 告訴に類似した事象に

対するこれらの判例は、非常に重要な示唆が得られる。

——【参考1】最判昭六三・一・二六民集四二巻一号一頁(12)

訴えの提起

両者を考慮する。また、「提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるの 民事訴訟の提起について、最高裁昭和六三年一月二六日判決は、《A》裁判を受ける権利と、《B》応訴者の負担、の

にあえて訴えを提起した」ということを「など」で例示した上で、「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著し

く相当性を欠くと認められる」ことを最終的な基準として提示し、さらに「……ときに限られる」という限定を付し

また、注意義務の判断の主体として「通常人」を想定し、判断の時点として「訴えの提起」時を想定している、すな

わち「行為時判断」をしていると見られる。

招くような訴えの提起は、違法とされることのあるのもやむをえないところである。 訟追行を委任しその費用を支払うなど、経済的、 違法ということはできないというべきである。一方、訴えを提起された者にとつては、 することは、原則として正当な行為であり、提訴者が敗訴の確定判決を受けたことのみによつて、直ちに当該訴えの提起をもつて 限する結果とならないよう慎重な配慮が必要とされることは当然のことである。したがつて、法的紛争の解決を求めて訴えを提起 を受ける権利は最大限尊重されなければならず、 「法的紛争の当事者が当該紛争の終局的解決を裁判所に求めうることは、 精神的負担を余儀なくされるのであるから、応訴者に不当な負担を強いる結果を 不法行為の成否を判断するにあたつては、 法治国家の根幹にかかわる重要な事柄であるから、 応訴を強いられ、 いやしくも裁判制度の利用を不当に制 そのために、

なお、このような基準論は、その後の最高裁判例においても踏襲されている。(13) である。けだし、訴えを提起する際に、提訴者において、自己の主張しようとする権利等の事実的、法律的根拠につき、高度の調 起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当 くものであるうえ、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提 行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係(以下「権利等」という。)が事実的、 以上の観点からすると、民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、右訴えの提起が相手方に対する違法な 検討が要請されるものと解するならば、裁判制度の自由な利用が著しく阻害される結果となり妥当でないからである。」

弁護士の懲戒請求 【参考2】最判平一九・四・二四民集六一巻三号一一〇二頁

弁護士法五八条一項に基づく懲戒請求について、最高裁平成一九年四月二四日判決は、《A》弁護士の懲戒請求制度

で例示した上で、「懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められる」ことを最終的な基準と 通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求する」ということを「など」 の趣旨・目的 (公益)と、《B》被請求弁護士の負担の両者を考慮する。また、「請求者が、そのことを知りながら又は

して提示する。

当な根拠について調査、 等を不当に侵害されるおそれがあり、また、その弁明を余儀なくされる負担を負うことになる。そして、同項が、請求者に対し恣 対し懲戒請求権を認めることにより、 その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。」と規定する。これは、広く一般の人々に 通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求するなど、 戒請求を受ける対象者の利益が不当に侵害されることがないように、 意的な請求を許容したり、広く免責を与えたりする趣旨の規定でないことは明らかであるから、 に運用されることを期したものと解される。 そうすると、懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠く場合において、請求者が、そのことを知りながら又は通常人であれば普 '弁護士法五八条一項は、「何人も、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、 検討をすべき義務を負うものというべきである。 自治的団体である弁護士会に与えられた自律的懲戒権限が適正に行使され、 しかしながら、他方、懲戒請求を受けた弁護士は、 対象者に懲戒事由があることを事実上及び法律上裏付ける相 懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし 同項に基づく請求をする者は、 根拠のない請求により名誉、 その制度が公正

は、「通常人であれば」の文言を外した基準を示している。 なお、 弁護士本人が懲戒請求者となった場合の事案について、東京地判平二○・八・二六判タ一二八三号一五七頁

違法な懲戒請求として不法行為を構成すると解するのが相当である。」

相当性を欠くと認められるときには、

戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められる必要があるものと解するのが相当である」 いて、請求者が、そのことを知りながら又は普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求するなど、 ·弁護士法五八条一項に基づく懲戒請求が不法行為を構成するためには、当該懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠く場合にお

(三) 二つの判例の異同とその理由

律

法

たしかに、刑法一七二条の虚偽告訴罪は、告訴と弁護士の懲戒請求を同列に規定している。

しかし、不法行為の成

弁護士の懲戒請求」に関する【参考2】最判平一九・四・二四は、「訴えの提起」に関する【参考1】最判昭六三・

を課している。その結果、懲戒請求の場合の方が、訴えの提起の場合よりも、不法行為の成立範囲が広くなっている。 限り」ではなく単に「相当性を欠くと認められるときには」とすることで、懲戒請求者に対してより厳しい注意義務 ・二六と異なり、「容易に」ではなく「普通の注意を払うことにより」とするとともに、「著しく相当性を欠く場合に

論 叢 れることなどが指摘されている。(15) ること、《B》紛争解決を目的とする民事訴訟の提起と被懲戒者である弁護士に非難を向ける懲戒請求とは性質が異な あるのに対して、 このような差異が生じる理由は、《A》訴えの提起のような「裁判を受ける権利」(憲法三二条) 懲戒請求は、 弁護士の懲戒請求権(弁護士法五八条一項)は公益の観点から一般に認められた法律上の権利であ むしろ、告訴・告発の制度に類似する側面があるといえることなどを考慮したものであると考えら が憲法上の権利で

このような要件が設定されるのは、《A》訴えの提起の制度趣旨・目的と《B》被告の負担、《A》弁護士の懲戒請求 否の場面で懲戒請求が告訴に類似するということについては、必ずしもその理由は明らかにされていない。そもそも、 に、それぞれ相対立する二つの価値・事情の抽象的レベルでの比較が前提になっているといってよいであろう。 の制度趣旨・目的と《B》被懲戒請求弁護士の負担、《A》告訴の制度趣旨・目的と《B》被告訴人の負担というよう

の応訴負担の観点から違法となる訴えの提起の類型が検討される。弁護士の懲戒請求の場合は、《A》自治的団体であ

裁判を受ける権利という憲法レベルの権利の保障が原則となり、

例外的に 《B》被告

に上記の二つの最高裁判例は、

具体的基準を提示する前段落で、このような観点からの検討を行っている。そのうえ

訴えの提起の場合は、《A》

設定することは、望ましくないというべきである。

《B》被懲戒請求弁護士の負担とが比較され、同等に近い形で両者を調和させようとしている。 る弁護士会に与えられた自律的懲戒権限が適正に行使され、その制度が公正に運用されるという法律レベルの制度と、

では、《A》告訴の場合ではどうか。告訴は、憲法上の権利かといえば、直接規定した条項がないため、憲法レベル

も争いがある状況である。(16) 度が設けられていることからも、告訴制度が告発制度のような公益的目的に限られないことが明らかである。このよ(19) というべきである。このことのみからも、正当な告訴に対して委縮効果を生じさせるような、不法行為の成立要件を うな制度趣旨・目的の点で、告訴は、弁護士の懲戒請求よりも、訴えの提起の場合に近い、あるいはそれに匹敵する の刑事手続への積極的参加・意思反映の制度としても重要な意味をもつのである。さらに、告発制度とは別に告訴制の刑事手続への積極的参加・意思反映の制度としても重要な意味をもつのである。さらに、告発制度とは別に告訴制 刑事裁判などの刑事手続を通した公益の実現のみならず、適正捜査・適正訴追請求権や情報入手権など、犯罪被害者 いわなければならない。いわば公益的な側面に限定される弁護士の懲戒請求という制度に比べ、告訴は、犯罪捜査・(エア) の権利であるという学説は存在しないようである。また、そもそも、被害者の権利が憲法上保障されているか否かに しかし、告訴は、従来の法律・実務・学説上の位置づけに比べてその重要性を増していると

度な注意義務が要求されているとする見解も存在する。しかし、守秘義務や名誉侵害防止義務が守られ、適正な捜査(20) がなされる限りにおいて、民事訴訟における応訴の負担と比べ、その負担は必ずしもそれを凌駕するものとはいえな い。また、登録換や登録取消の請求の禁止(弁護士法六二条一項)のような身分上の拘束をともなう法的制限は加えらい。 な事実上の負担を負う。このことから、最高裁判例の判断基準・判断枠組みからは、不当告訴・告発について、より高 他方で、《B》被告訴人の負担はどうであろうか。被告訴人は、たしかに捜査対象者となり、 前述のようなさまざま

れない。このような対象者の負担の点で、告訴は、弁護士の懲戒請求ほどの要件が課されなくても良いと考えられる。

担、という二つの観点が指摘されている。

告訴が不法行為を構成するか否かについて、

学理上も、《A》

告訴制度の趣旨・目的、

B

被告訴人の不利益・負

例えば、比較的早い時期に提示された見解として、他人を犯人と誤信して告訴・告発した場合について、《B》「およ

論

関連判例の分析と問題の所在

1 考慮すべき二つの観点-**B**A 被告訴人の不利益・負担(法益侵害・告訴制度の趣旨・目的(違法性阻却)、

違法性

為となる」。《A》「しかし、 そ、私人が他人に対し犯罪の嫌疑をかけ、これを犯罪捜査機関に通告する場合には、それにより、 きわめて望ましいところであるので、通常人として客観的な判断をし、もつて犯罪人であると考えて捜査機関に通告 慮し、犯罪の嫌疑をかけるに相当な客観的な根拠を確認した上でなされなければならず、 損されるに至るであろうことは当然に予想されることであるので、十分注意深く犯人の同一性その他諸般の情況を考 した場合には、後になつてたまたま真犯人でないことがわかつたとしても、過失がないといわなければならない」と(22) 他面、私人が犯罪捜査機関に対し、犯罪容疑者を通告して捜査に協力することは、公益上 かかる注意を怠れば不法行 その者の名誉が毀

法

律

態様との相関関係によるとの相関関係説を前提に、 また、現在でも、 とりわけ過失による場合の違法性の有無の判断について、 前者の重大性から、《B》被告訴人の人権保障の観点、 被侵害利益の種類・性質と侵害行為の

いうものがある。

告訴権を尊重するという要請も十分に考慮する必要があるというものである。(25) ることになる。他方で、《A》告訴制度は、犯罪の被害者に犯罪事実を申告させ、犯人の処罰を求めさせることによっ(ミヒ) 侵害される可能性がある。このような被告訴人の人権保障の観点から、軽率な告訴・告発を許すべきではないといえ 要があるとされる。また、より具体的には、《B》被告訴者は、被疑者として捜査の対象となり、 て、捜査機関に犯罪を探知させ、捜査を開始させ、もって法秩序の維持に資する趣旨・目的とともに、犯罪被害者の 的・経済的負担を余儀なくされ、逮捕・勾留によって身体の自由が拘束され、捜索・押収などによりプライバシーが ことによって精神的負担を負わせられ、名誉・信用を失墜させられ、取調べ等の対象となることによって精神的・肉体 《A》告訴の性質と告訴制度の趣旨・目的による犯罪の被害者の告訴権の尊重、という二つの事情・価値を考慮する必 犯罪の嫌疑を受ける

題となる。 定する観点から問題となり、《A》告訴制度の趣旨・目的は、主として、違法性阻却・免責とその限界の観点からの問 不法行為の成否との関連においては、《B》被告訴人の不利益・負担は、主として、法益侵害・違法性を積極的に肯

が、告訴の申立てを権利の行使としていることから、《A》告訴制度の趣旨・目的が、不明確ながら、視野に入ってい いが、《A》告訴制度の趣旨・目的にも言及したものは少ない。なお、大審院判例として、【1】大判昭三・一〇・一一 下級審判例のうち、 基準論およびその理由付けにおいて、《B》被告訴人の不利益・負担に言及したものは非常に多

《A》告訴制度の趣旨・目的の内容

例えば、告訴を、「国民の権利」(【13】千葉地館山支判昭四三・一・二五)、「権利」(【1】大判昭三・一〇・一一、 告訴制度の趣旨・目的について、 判例で言及されているものには、 以下のものがある。

15

岡山地判昭四六・二・二三、【27】東京地判平一〇・二・二〇)、「正当な権利」(【31】東京地判平一六・三・一

判昭五二・六・一四)がある。

叢: 犯人の検挙に協力することになるのであって治安維持上望ましい」とする公益性の視点を指摘したもの(【16】東京地 を受けたと思慮する場合、直ちに行為者を特定してその犯罪事実を捜査機関に申告することは犯罪の捜査を容易にし、 ある。さらに、具体的に告訴制度の趣旨・目的に言及したものとして、「およそ一般人が他人の犯罪行為によって被害 遺―「告訴制度の趣旨に照らして相当性を欠く」ことを提示するもの(【35-2】東京高判平二三・一二・一四)〕が で、「告訴制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠」くことを提示するもの(【24】東京高判平一・三・二二)〔補 九)、「法律上正当なこと」(【32】東京地判平一六・一一・二九)とするものがある。また、不法行為の成否の基準の中

律 論 運営を確保させるうえにおいて有用ではある」として公益性を指摘するもの(【3】宮崎地判昭六二・一〇・二〇)、 なお、「告発」に関してではあるが、「公益を害しているような場合に、行政当局をして監督権を発動させ、適正な……

法 「私人が犯罪捜査機関に対し犯罪嫌疑者を通告して捜査に協力することは、犯罪を予防鎮圧し社会の法秩序を維持する 「刑事訴訟法上は適法」とするもの(【33】大分地判平一七・五・二六)がある。また、「通告」に関してではあるが 上に極めて望ましい」という公益性の視点を指摘するもの(【7】広島地呉支判昭三一・二・六)もある。

他方で、【3】山口地下関支判昭二七・八・二九は、告訴権を私人に認められた「公権」としてとらえ、高い注意義

務を要求する

度の趣旨・目的についてどのような見解をとるのであれ、告訴権の行使に関してその不法行為の成否が問題となる場 る【参考2】最判平一九・四・二四における各制度の趣旨・目的の検討に比べて、あまりにも不十分である。 しかし、これらの判例は、「訴えの提起」に関する【参考1】最判昭六三・一・二六や「弁護士の懲戒請求」に関す

合には、少なくとも告訴制度の趣旨・目的の検討そのものは必要不可欠である。(26)

《B》被告訴人の不利益・負担の内容(27)

被告訴人の不利益・負担の内容については、判例のなかでも大きな幅がある。

レ精神上ノ苦痛ヲ受ケ」)、【8】最判昭三三・七・一、【13】千葉地館山支判昭四三・一・二五、【15】岡山地判昭四六・ 単に「名誉」・「信用」・「人格」・「人権」・「法益」とするものとして、【1】大判昭三・一○・一一(「名誉ヲ毀損セラ

二・二三、【26】東京地判平五・一一・一八(「名誉を著しく損なう」)、【27】東京地判平一〇・二・二〇、【29】 被告訴人が被疑者として受けうる具体的な不利益を、程度の差はあるが、考慮に入れるもの、 判平一二・五・二九、【31】東京地判平一六・三・一九がある。また、「基本的人権の尊重」を根拠に引き合いに出すも いると考えられるものとして、【4】仙台高判昭二八・三・二五、【9】東京高判昭三四・一一・二八、【16】東京地判 のとして、【6】大阪高判昭二九・一二・二五、【7】広島地呉支判昭三一・二・六がある。さらに、刑事手続において あるいは考慮に入れて

二・三、【33】大分地判平一七・五・二六(告発)、【35】長野地上田支判平二三・一・一四、がある。 前述の学理上の分析のみならず、「訴えの提起」に関する【参考1】最判昭六三・一・二六や「弁護士の懲戒請求」

昭五二・六・一四、【3】宮崎地判昭六二・一〇・二〇、【28】大阪地判平一一・三・三一、【30】東京地判平一四・一

事実的な不利益まで考慮に入れるべきである。 に関する【参考2】最判平一九・四・二四に照らしても、被告訴人の不利益・負担の内容については、捜査手続による

ては生じないはずである。すなわち、名誉侵害は、 九条以下)と名誉侵害防止義務 ところで、被告訴人の名誉侵害は、守秘義務 (刑訴法一九六条、 (国家公務員法一○○条一項、地方公務員法三四条一項、 告訴がきっかけになるにせよ、直接的には捜査関係者による捜査 犯罪捜査規範九条以下) が果たされる限り、 犯罪捜査規範

ない、十分に配慮され、適当なものであったとしたならば、被告訴人の受ける不利益・負担も極小化されることを念 的苦痛も、告訴がきっかけになるにせよ、直接的には捜査関係者による捜査に起因するものである(【1】大判昭三・ 方法が不適当であった結果といえる。また、捜査によって受ける行動の自由・プライバシー・財産権の制約や、 一○・一一を参照。ただし、同判決は、過失と損害との間の相当因果関係を肯定する。)。捜査方法が人権制約を伴わ 精神

2 注意義務の程度、違法性阻却・免責の基準

頭に置いておく必要がある。

(一) 判例の状況分析

論

・周到・十分な調査・確認を要することを明言しているものとして、「十分にその状況事情等を調査して

判例における注意義務の程度ないし違法性阻却・免責の基準は、多彩を極める。

法

律

二五)、「周到な検討」(【5】甲府地判昭二八・四・二二)、「冷静且周到な注意」・「確証のある場合」(【6】大阪高判昭 査」・「周到な注意」(【10】東京高判昭三五・二・二五)、「十分な調査」・「十分な合理的客観的根拠を確認」(【13】 千葉 犯罪の成立を確信」する(【3】山口地下関支判昭二七・八・二九)、「特に慎重なる注意」(【4】仙台高判昭二八・三・ 地館山支判昭四三・一・二五)、「十分調査」・「客観的根拠を確認」(【15】岡山地判昭四六・二・二三)、「特に慎重な注 二九・一二・二五)、「充分に注意深く」・「客観的根拠を確認」(【7】広島地呉支判昭三一・二・六)、「慎重に事実を調

拠を確認」(【17】大阪高判昭五五・九・二六)、「十分な客観的状況」(【18】千葉地判昭五六・一○・二六)、「慎重な注

意」・「合理的根拠」・「社会通念に照し相当な理由」(【16】東京地判昭五二・六・一四)、「十分に注意深く」・「客観的根

大阪地判昭六○・八・七)を求めるものがある。

京地判平一○・二・二○)、「慎重に」・「合理的根拠」・「社会通念上相当な理由」(【28】大阪地判平一一・三・三一)、

意」・「客観的根拠があることを確認」(【26】東京地判平五・一一・一八)、「十分調査」・「客観的根拠を確認」(【27】東

確認」(【30】東京地判平一四・一二・三、【35】長野地上田支判平二三・一・一四)、がある。 「客観的根拠を十分に確認」(【23】宮崎地判平一二・五・二九)、「事実関係の慎重な調査」・「客観的根拠があることを

人としての注意義務」を要求する。また、「訴えの提起」に関する【参考1】最判昭六三・一・二六を考慮してか、 これに対して、比較的緩やかな注意義務を想定するものとして、【2】松江地益田支判昭二六・八・二〇は、「普通

【24】東京高判平一・三・二二は、「告訴制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠」く・「通常人であるならば」・

事情からみて著しく反社会的、反倫理的なものと評価され、公序良俗に反していると認められる場合、 故意について、「内心の問題である以上、関連する事実関係を詳しく調べなければ判断でき」ないことを指摘する。〕。 趣旨に照らして著しく相当性を欠く」・「通常人であれば」・「容易にそのことを知り得た」ことを基準とする。ただし、 「容易に知り得た」ことを基準とする〔補遺―【35-2】東京高判平二三・一二・一四も、ほぼ同様に、「告訴制度の さらに、極めて緩やかな注意義務を想定するものとして、【22】東京地判昭六一・六・一九は、「目的、その他諸般 即ち訴訟行為 0

法性を基準としている がそれ自体として違法性を帯びている場合」に不法行為の成立範囲を大幅に限定し、告訴等の訴訟行為それ自体の違

九)、「合理的な根拠」(【9】東京高判昭三四・一一・二八)、「相当な理由」(【9】東京地判昭五七・二・二二、【21】 他方で、とくに限定を付すことなく、「客観的根拠」(【31】東京地判平一六・三・一九、【36】東京地判平二三・二・

告発に関してではあるが、「告発する側の調査能力」を考慮して、「告発する側で可能な調査」をし、「通常

意」・「客観的根拠があることを確認」とするもの(【33】大分地判平一七・五・二六)がある。

人の判断において確信」しうるような場合であればよいとするもの(【3】宮崎地判昭六二・一〇・二〇)、「相当の注

多数説であるようにも考えられる。 るとは言い切れない。実際には、調査・確認すべき「事実関係」や「客観的根拠」に何をどの範囲まで想定するかに このように見てくると、入手し得た判例に限定すれば、慎重・冷静・周到・十分な調査・確認を要するとするのが しかし、実際にその各判示内容をみると、必ずしも厳格な注意義務を想定してい

よって、不法行為責任の成否が大きく左右されているようである。

律 論 最判昭六三・一・二六、「弁護士の懲戒請求」に関する【参考2】最判平一九・四・二四もこの問題を前提にしている。 六、【24】東京高判平一・三・二一、【29】宮崎地判平一二・五・二九がある。さらに、「訴えの提起」に関する【参考1】 な問題を前提にしていると考えられるものとして、【17】大阪高判昭五五・九・二六、【18】千葉地判昭五六・一〇・二 いるものとして、【13】千葉地館山支判昭四三・一・二五、【23】宮崎地判昭六二・一〇・二〇がある。また、そのよう もう一方の重要な視点である告訴権の行使と違法性阻却・免責とその限界に関しては、その問題を明確に指摘して

最高裁判例を視野に入れて―― -判断の視点・主体・時点

比較的緩やかな注意義務にとどめているといわれる「訴えの提起」に関する【参考1】最判昭六三・一・二六でも、

法

あれば」・「容易にそのことを知り得た」ことを基準とする〕。ここでは、判断の視点・主体・時点が問題となっている。 【35-2】東京高判平二三・一二・一四も、ほぼ同様に、「告訴制度の趣旨に照らして著しく相当性を欠く」・「通常人で 旨目的に照らして著しく相当性を欠」く・「通常人であるならば」・「容易に知り得た」ことを基準としている 「慎重な配慮」を求めている。さらに、この最高裁判例後に出された【24】東京高判平一・三・二二が、「告訴制度の趣 るかが問題とされているのである。

(1) 判断の視点・主体

に照らして著しく相当性を欠」く、「容易に知り得た」という基準もさることながら、判断の主体として「通常人」を 【24】東京高判平一・三・二二〔補遺─【35−2】東京高判平二三・一二・二四も同旨〕は、「告訴制度の趣旨目的

想定していることが大きな意義がある。

示していた。告訴制度の趣旨・目的に照らせば、委縮効果を極小化すべきであり、判断の視点は告訴人側とすべきで なく、通常一般市民を基準とすべきであろう。つまり、通常一般人がその被害者の立場に置かれた場合にどう判断す ある一方で、 他方で、先行する【18】千葉地判昭五六・一〇・二六は、「被告ら〔告訴人〕側からみた場合」という判断の視点を 判断主体は、発生した損害の公平な分担という不法行為責任論の大きな視点から、 具体的な告訴人では

そしてこの問題は、 後述の(3)市民の調査能力の考慮、(4)弁護士に求められる注意義務の内容・程度の問題

(2) 判断の基準時

とつながる。

為責任を問われることはない」として、告訴を法律上の正当行為であることを原則にすえた点で高く評価できる 【32】東京地判平一六・一一・二九は、告訴は、「法律上正当なことであり、原則として、そのことによって不法行

を取り込むことは妥当である。しかし、 なわち、告訴事実が客観的事実に合致するかという真実性の判断は「事後判断・裁判時判断」でよいとしても、 者に故意又は重大な過失があると認められるとき」に不法行為が成立するとした。この点について、 また、「その後の捜査や刑事裁判における被害申告者の被害申告が果たした役割等の諸般の事情を考慮し、被害申告 判断時点が事後、 すなわち裁判時であるとも読める点に、 不安を覚える。 事後の判断事情

ているものと読める。また、名誉毀損に基づく不法行為による損害賠償請求事件に関してではあるが、最判平一四・ を課すことで裁判制度の自由な利用に対する委縮効果になることを憂慮していることからすると、「行為時判断」 である。「訴えの提起」に関する【参考1】最判昭六三・一・二六も、「訴えを提起する際」に高度な注意・検討義務 当ではないのである。告訴制度の趣旨・目的に照らして、委縮効果は極小化しなければならず、「行為時判断」が必要 の正当性・違法性を判断するにあたっては、「事後判断・裁判時判断」は、告訴に委縮効果を招くことになるため、妥 をし

で、②「真実相当性」の判断基準時を「行為時」としている。(28)

一・二九(裁判集民事二〇五号二三三頁)は、①「真実性」の判断基準時を「事実審の口頭弁論終結時」とする一方

(3) 市民の調査能力の考慮

下級審判例のなかで、市民の調査能力に言及したものがいくつかある。

当な理由に基づいてその者を犯人と信じ、その所信に従って捜査機関に犯罪事実及び犯人を申告」すれば、過失責任は る。より具体的に、「告訴者は捜査機関と異なり、犯罪の確証を挙げるために捜査する権能も義務も有しないのである から、犯人を指摘するについては特に調査して特定人が犯人であるとの確証を挙げる必要はなく、社会通念に照し相 ないとしたもの(【16】東京地判昭五二・六・一四)がある。さらに、詐欺の「欺罔の意思」の存在については、「この 例えば、「私人に告訴権を認めた趣旨」から「通常人の判断」とするもの(【5】甲府地判昭二八・四・二二)

法

律

論

して、主観的構成要件要素について、 (【18】 千葉地判昭五六・一〇・二六) がある。 強制捜査等が可能な捜査機関と比較した私人の調査能力の限界を前提にしてい

種の犯罪につき通常不可欠な強制捜査ないしはこれに準ずる徹底した捜査を欠いている……以上、やむをえない」と

なお、「告発」に関してではあるが、「私人は専門の捜査機関ではないのであるから、告発事実全体が細部に至るま

常人として客観的な判断」をすることを求めるもの(【7】広島地呉支判昭三一・二・六)がある。 六二・一○・二○)がある。また、「通告」についてではあるが、通告の公益性と主体が私人であることを理由に、 側で可能な調査」をし、「通常人の判断において確信」しうるような場合であればよいとするもの(【②】 なる虞れが多い。」とするもの(【17】大阪高判昭五五・九・二六)、「告発する側の調査能力」を考慮して、「告発する で悉く客観的真実に完全に一致することを求めるのは苛酷に過ぎ、 犯罪の申告による捜査協力を得ることが不可能と 宮崎地 判昭 通

参 照₂₉ 訴が 認としては、故意ではなく過失が問題となる事案の場合には、 の趣旨・目的、さらに実社会での運用や機能を無視するものであり、妥当ではない。なお、一般市民による調査・確 不法行為を構成するか否かの基準ないし判断事情に、一般市民の調査能力の限界を考慮に入れないことは、告訴制度 ある相手方に関する事実について十分調査するようことを求めることは、あまりにも酷である。したがって、 るならば、 において、 これらの判例は、「訴えの提起」に関する【参考1】最判昭六三・一・二六が示した「訴えを提起する際に、 「捜査の端緒」と位置づけられていることからも、 現在の告訴の受理・不受理の実務の状況を考慮する限り、 自己の主張しようとする権利等の事実的、 裁判制度の自由な利用が著しく阻害される結果となり妥当でない」との判断とも通じるところがある。 法律的根拠につき、高度の調査、検討が要請されるものと解す 手続の初期の段階で、一般市民、しかも被害者に、 弁護士に相談して(【15】岡山地判昭四六・二・二三を 告訴が捜査機関に受理される程度になっていれば十

(4)弁護士に求められる注意義務の内容・程度

分といえるであろう(この点については、「六

総合的検討」で詳述する)。

103 の判例のなかで言及しているものが、わずかながらある。 では、 告訴が、 わゆる一般市民ではなく、 弁護士によって申し立てられる場合はどうか。この点について、

前掲

人より高度な注意義務が課せられる」とする。なお、相手方当事者に偽証教唆の点を問い質していないことについて、 判平一七・五・二六は、「弁護士は、犯罪の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠の調査、検討について一般人より高度 上に配慮することが期待されている」ことを根拠に、「弁護士が告発をする場合には、かかる根拠の確認につき、一般 な能力を有する」ことや、「弁護士法一条、二条の趣旨からして、弁護士という職務には被告発者の人権にも一般人以 根拠の確認につき、一般人より高度な注意義務が課せられる」とする。また、告発に関してではあるが、【33】大分地 査、検討について一般人より高度な能力を有するといえるから、弁護士が告訴告発及び懲戒請求をする場合には、 まず、【26】東京地判平五・一一・一八は、弁護士は、「犯罪(懲戒事由) の嫌疑をかけるのに相当な客観的根拠の調 右

律 法 論 般人より高度な注意義務を課していることが特徴である とさら重要視することはできない」としている。以上の二つの判例は、弁護士の高度な能力や職責から、弁護士に一 とするとともに、「捜査機関より前に相手方と接触することは意見の分かれるところである」ことから、「この点をこ 一次的に弁護士としての判断と責任に基づいて対応すべきであり、このことは、依頼者の意向よりも重いというべき 「多数の訴訟で対立していた原告側と被告側の間で、被告側が原告側に問い合わせをすることは一般には困難である」 〔補遣 ─なお、【35-2】東京高判平二三・一二・一四は、第

である」とする。〕。

場を考慮したものと思われる。 当な弁護活動の範囲を超えているか」否かという、非常に緩やかな基準を用いている。これは刑事弁護人としての立 という観点」を指摘しているにもかかわらず、最終的には、「全体としてみて社会的相当性を大きく逸脱しており、正 他方で、【34】高松高判平一七・一二・八は、「弁護士として努めなければならない高い品性の保持(弁護士法二条)

ところで、【26】東京地判平五・一一・一八は、弁護士が告訴人本人である事件であり、【33】大分地判平一七・五

が成立しないことを示唆する。(32)

違法性阻却というかたちで、告訴人本人と異なる基準が引き合いに出されている)。 は、直接的には、代理人弁護士と告訴人本人とで異なる基準を用いていない(ただし、 告訴人本人と異なる特別な基準を用いてはいない。また、【35】長野地上田支判平二三・一・一四は、告訴人本人と告 訴代理人弁護士が共同で不法行為責任を問われている事案であるが、告訴前提事実に関する調査義務の程度について 地判平一二・五・二九は、告訴代理人弁護士としての不法行為責任が問われた事案であるが、代理人弁護士について 二六は、弁護士が告発人本人である場合である。これに対して、【13】千葉地館山支判昭四三・一・二五と【29】 弁護士の正当業務行為による 一宮崎

(5)告訴内容と客観的事実との食い違い

と四三〇〇万円の横領とでは、「犯罪事実の主要な部分の同一性がない」として、不法行為による損害賠償責任を肯定 実との食い違いが事件の情況を誇張したにすぎないときは虚偽告訴にあたらない。【11】最判昭三八・一一・一二は、 なっていても、 責任を否定した。なお、【17】大阪高判昭五五・九・二六は、告発に関してではあるが、告発の一部が客観的事実と異 した。他方で、【32】東京地判平一六・一一・二九は、罪質・保護法益の共通性を指摘して、不法行為による損害賠償 告訴内容と客観的事実が大きく食い違うとして、また、【28】大阪地判平一一・三・三一は、一一万一二〇〇円の横領 被告訴人に犯罪の原因となる事実があっても、告訴内容が虚偽であれば虚偽告訴罪(誣告罪)が成立する。客観的事(31) 違法性判断の一基準として、「公訴事実の同一性」が認められる範囲で犯罪が認められれば、不法行為

るというものではない。 (34) は限らないのであるから」、(33) そもそも告訴は、「告訴を行おうとする側は、これを受理する側と異なって、 犯罪の日時、 場所や態様の詳細が示されていなくとも、当然に告訴として認められなくな 刑事法に関する専門知識を有する者と

法

事司法過程との関係のあり方」)

の助成による研究の成果の一部である。

*

本論文は、

律

「一般的には、公訴事実の同一性の範囲内においては、告訴人の申告にかかる犯罪事実や罪名と捜査の結果又は公判審 格からすれば、捜査過程の特定の時点でなされた告訴を余りに固定的に捉え、そこに示された犯罪事実以外の事実に いちいち告訴事実の補正を求めることも迂遠に過ぎるであろう)。」との指摘がある。そして、これを前提にすれば、 ついておよそ公訴を提起できないとすることは逆に告訴人の意思に反することにもなりかねない(そのような場合に 構成した場合にはどのような犯罪行為に関するものであるのか問題を生じることもあろうし、また、捜査の流動的性 他方で、告訴内容と客観的事実の食い違いが捜査の進捗により生じることについて、「一旦なされた告訴が法的に再

理の結果認定された犯罪事実や罪名とが異なっていても、告訴がなかったということにはならないものと解される。 (36) ことになる。これを逆から見れば、告訴においても、告訴内容の一部が客観的事実と異なっていても、公訴事実の同

性の範囲内で犯罪事実が認められれば、不法行為が成立しないといえると思われる。

科学研究費補助金・若手研究 (B)(課題番号 21730066「告訴権・親告罪制度からみた犯罪被害者と刑

〔二〇一一年一一月二八日脱稿〕

注

- $\widehat{1}$ 『刑事訴訟法 (上)』(弘文堂、新版、一九九九年) 四〇頁以下。
- $\widehat{2}$ 五〇頁以下。 拙稿「犯罪被害者と刑事司法過程との関係のあり方―告訴・親告罪制度を参考にして―」被害者学研究一九号(二〇〇九年) しかし、東京高判平二○・一○・一四公刊物未登載は、告訴の不受理にかかる国家賠償訴訟において、一犯罪被害

者保護関連二法や犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等に対し、

加の機会を拡充し、あるいは刑事手続における人権に配慮した施策が図られている……が、……告訴は、あくまで犯罪捜査の

刑事手続の過程における情報の提供、

刑事手続への参

5

までの判例について、

匿名解説・判タ七一八号(一九九〇年)

一三二頁も参照。

一九九〇

(平成二) 年前後までの判例につい

頁以下を参照)。さらに、捜査との関係について、最判平一七・四・二一裁判集民事二一六号五七九頁も参照 二一判タ一三二八号八五頁は、告訴との関連ではないが、適正な捜査及び公訴提起を求める犯罪被害者の権利を否定している 「適正な捜査および公訴提起を求める犯罪被害者の権利」『平成二二年度重要判例解説』(有斐閣、 二〇一一年) 二三二

端緒や検察官の職権発動を促すものであることに変わりはないというべきである」としている。また、東京地判平二一・一二・

- $\widehat{\mathbf{3}}$ 一年)一六九頁以下、 「いわゆる告訴権の濫用とその法的対応論序説」『明治大学法学部創立百三十周年記念論文集』 一八〇頁、一八四頁以下を参照。 (明治大学法学部、
- $\widehat{4}$ 藤雅信『新民法大系Ⅴ事務管理・不当利得・不法行為』(有斐閣、第二版、二○○五年)、窪田充見『不法行為法』 八八頁以下〔五十嵐清〕 ○○七年)、澤井祐『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為』(有斐閣、第三版、二○○一年)、潮見佳男『不法行為Ⅰ』 京大学出版会、第三版、二○一一年)、近江幸治『民法講義Ⅵ事務管理・不当利得・不法行為』(成文堂、第二版、二○○七年)、 (信山社、第二版、二〇〇九年)、森島昭夫『不法行為講義』(有斐閣、一九八七年)、吉村良一『不法行為法』(有斐閣、第四版) 一〇一〇年)等を参照。このうち、告訴権の濫用的行使ないし不当告訴に関する記述が見られるものとして、 不法行為に関する一般論について、幾代通=徳本伸一『不法行為法』 『不法行為』 (有斐閣、 がある。さらに、五十嵐清『人格権法概説』 増補版、一九七四年)、加藤一郎編『注釈民法(一九)債権(一○)』(有斐閣、一九六五年)、加 (有斐閣、二〇〇三年)一一〇頁以下も参照。 (有斐閣、一九九三年)、内田貴 『民法Ⅱ債権各論』
- 6 年)二一四頁以下を参照 拙稿「任意代理人による告訴と被害者支援思想」法律論叢八四巻二・三合併号(上井長久教授古稀記念論文集)(二〇一二年

拙稿 | 明治初期の告訴制度の形成過程―刑事手続法における関連諸規定の概観―」富大経済論集第五三巻第二号(二〇〇七

- 7 一五五頁以下を参照 本論文の執筆過程において、高見澤昭治弁護士、米倉洋子弁護士、 佃克彦弁護士に、多大なるご助力を賜った。ここに記し
- てお礼申し上げる。なお、 内容についての全責任は、 筆者である黒澤睦が負う。
- 8 9 説・判夕七一八号(一九九〇年)一三二頁 匿名解説・判タ八四〇号 一九六〇 (昭和三五)年前後までの判例について、加藤編・前掲注 (一九九四年) 一四三頁。 同旨、加藤新太郎「判批」判ター二五六号(二〇〇八年)三五頁 (4) 一八八頁以下も参照。一九八○ (昭和五五 若 一前後

叢

- 九○(平成二)年以降は、意見書作成者による独自調査によるため、必ずしも網羅的ではない。また、一九九○(平成二)年以 匿名解説・判タ八四〇号(一九九四年)一四三頁、 筆者が補充したものがある。 太田惺 『告訴』(ぎょうせい、一九九一年)二五二頁以下も参照。 一九
- 10 なお、上告審の最判昭五八・一○・二○裁判集民事一四○号一七七頁は、「重要な部分につき真実性の証明があつた」などと 上告を棄却した。
- $\widehat{11}$ 本判決の評釈として、 山田卓生 「判批」ジュリ九○五号(一九八八年)一一二頁以下を参照
- $\widehat{12}$ 部逸夫編『昭和六三年度主要民事判例解説』(判例タイムズ社、一九八九年)九四頁以下、瀬戸正義「判解」『最高裁判所判例解 (一九八九年) 一一頁以下、 起と不法行為法―最高裁判決を契機として―」産大法学四三巻三=四号(二〇一〇年)二六頁以下、加藤新太郎「判批 司ほか編『民事訴訟法判例百選Ⅰ〔新法対応補正版〕』(有斐閣、一九九八年)二四頁以下、工藤祐厳「判批」NBL四二三号 本判決の評釈および主として本判決の検討を含んだ研究論文として、浅野有紀「判批」 伊藤敏孝「訴えの提起が違法な行為となる場合」法学研究六二巻四号(一九八九年)一四七頁以下、上野達也「訴えの提 小林秀之「判批」法セミ四〇七号(一九八八年)一一二頁以下、] 法時七五巻八号(二〇〇三年)三三頁 島田清次郎「判批」 西村宏 Ш
- 百選〔第四版〕』(有斐閣、 説民事篇昭和六三年度』(法曹会、一九九○年)一頁以下、栂善夫「判批」『昭和六三年度重要判例解説』(有斐閣、一九八九年) "提訴行為の違法性」創価法学二二巻二号(一九九三年)一二九頁以下、水元宏典「判批」伊藤眞ほか編『民事訴訟法判例百選 一九頁以下、 (有斐閣、二〇〇三年)八八頁以下、吉田邦彦「訴えの提起による不法行為成立の具体的要件」判時一三〇〇号(一 中村隆次 「判批」判タ七一八号(一九九○年)二二頁以下、西川佳代「判批」高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例 二〇一〇年)七八頁以下、林屋礼二「判批」ジュリ九〇八号(一九八八年)五三頁以下、 松岡勝実
- $\widehat{13}$ (同判決の評釈として、 和田真一「判批」民商法雑誌一四二巻二号(二〇一〇年)八三頁以下を参照)、最判平二二・七・九裁時一五一一号二三一 一一・四・二二裁判集民事一九三号八三頁、 上野達也 「判批」民商法雑誌一四四巻二号(二〇一一年)二六八頁以下を参照)。 最判平二一・一○・二三裁時一四九四号三○三頁 (同判決の評釈とし

九九五年)二〇一頁以下、

吉村徳重 = 松尾卓憲

「判批」判夕六七二号 (一九八八年)

四七頁以下等を参照。

 $\widehat{14}$ (二〇〇八年) 三〇頁以下、 |判批」NBL八七二号 (二〇〇八年) 四頁以下、高橋譲 大西邦弘 塩崎勤 「判批」判時一九九三号(二〇〇八年)一七三頁以下、 「判批」椿寿夫ほか編『私法判例リマークス三七号』(日本評論社、二〇〇八年)四四頁以 判解」 【最高裁判所判例解説民事篇平成一九年度 加藤新太郎 「判批」判ターニ五六号

法学教室三三〇号別冊付録判例セレクト二〇〇七(二〇〇八年)二〇頁、前田陽一「判批」『平成一九年度重要判例解説』 〈法曹会、二○一○年)三六二頁以下、田口文夫「判批」専修ロージャーナル四号(二○○九年)一六三頁以下、長尾貴子 倉田卓次 = 後藤勇編 『平成一九年度主要民事判例解説』(判例タイムズ社、二〇〇八年)一二 一四頁以下、 橋本佳幸

(15) 高橋・前掲注(14)一九五頁以下、前田・前掲注閣、二○○八年)九一頁以下等を参照。

 $\widehat{14}$

九二頁等を参照。

- $\widehat{16}$ 試論(上)」法時七一巻一〇号(一九九九年)一七頁以下、 権利の憲法上の基礎づけ(一)」早稲田大学大学院法研論集一三九号(二〇一一年)一一九頁以下、戸波江二「被害者の人権・ 害者学研究一五号(二〇〇五年)三頁以下、山根改「犯罪被害者の人権についての考察(一)―憲法における犯罪被害者の人権 を保障する憲法二五条、さらに国家による基本権保護義務を想定する見解などがある。また、刑事手続との関係では、 、位置づけをめぐって―」中京大学大学院生法学研究論集二二号(二○○二年)八五頁以下等を参照 条・三二条に犯罪被害者の人権を読み込む見解などがある。犯罪被害者の憲法上の位置づけについて、千國亮介「被害者の 学問上は、 犯罪被害者の人権 一般の憲法上の根拠規定等について、個人の尊重と幸福追求権等を定めた憲法一三条や、 同「基調講演・被害者の人権のための人権論からのアプローチ」 被
- 17 弁護士懲戒制度の目的・趣旨について、【参考2】最判平一九・四・二四の田原睦夫裁判官の補足意見を参照
- (1) 告訴の積極的意義について、拙稿・前掲注(2)五〇頁以下を参照。
- $\widehat{19}$ 告訴と告発との制度の本質の異同に関して、拙稿・前掲注 (6) 二七三頁以下を参照
- $\widehat{21}$ $\widehat{20}$ 者であるのに対し、弁護士の懲戒請求は、そこまでの非難をするものではなく、弁護士法五六条所定の懲戒事由 毀損の程度に一定の差があると考えられる(その点では、 弁護士の懲戒請求に伴う被懲戒請求者の不利益・負担について、【参考2】最判平一九・四・二四の田原睦夫裁判官の補足意 加藤・前掲注 があるとして所属弁護士会に懲戒を求めるものであって、告訴・告発の場合と比較すると、対象者が受ける名誉・信用 (8) 三六頁を参照。また、高橋・前掲注 民事訴訟と告訴・告発との中間にあるといえるであろう)。」とする。 (14) 三七五頁は、 「告訴・告発は対象者を犯罪者であると名指しする (品位を失うべ
- (22) 加藤編·前掲注(4)一八八頁[五十嵐]。

見を参照

- (23) 太田・前掲注(9)二四九頁を参照
- ·前揭注 (9) 二四九頁以下、 加藤俊治 「Q&A実例 告訴· 告発の実際』 (立花書房、 二〇一〇年)

四八頁

 $\widehat{25}$

(9) 二五〇頁、加藤·前掲注

 $\widehat{24}$

一四八頁

- $\widehat{26}$ 告訴制度の趣旨・目的・機能に関して、公益の観点と被害者の観点の両者が併存していることについて、拙稿・前掲注 $\widehat{2}$
- (27) 田口・前掲注(14)一七二頁も参照
- $\widehat{28}$ に限定しなければならない理由もない。」と判示する。 証拠が存在していたことの立証と解することはできないし、また、真実性の立証のための証拠方法を行為当時に存在した資料 ついていかなる認識を有していたとしても、名誉毀損行為自体の違法性が否定されることになるからである。真実性の立証と とも当然に許されるというべきである。けだし、摘示された事実が客観的な事実に合致し真実であれば、行為者がその事実に 口頭弁論終結時において、客観的な判断をすべきであり、その際に名誉毀損行為の時点では存在しなかった証拠を考慮するこ ①「真実性」の判断基準時について、「裁判所は、摘示された事実の重要な部分が真実であるかどうかについては、事実審の 摘示された事実が客観的な事実に合致していたことの立証であって、これを行為当時において真実性を立証するに足りる
- $\widehat{29}$ 京地判昭五六・一〇・二二判時一〇三六号九一頁)、不法行為責任の成否を左右しないとしたもの(東京高判昭五三・一〇・一 二・九・二九判時八九九号五四頁)、特段の事情がない限り、原告の故意・過失は一応否定的に推定すべきものとしたもの づいて検討することが必要となるが、真実性の立証は、このような相当の理由についての判断とは趣を異にするものである。」 どうかについて判断する際には、名誉毀損行為当時における行為者の認識内容が問題になるため、 「訴えの提起」に関して弁護士の助言を受けたことについて、それを考慮して不法行為責任を否定したもの(名古屋高判昭五 行為時に存在した資料に基

②「真実相当性」の判断基準時について、「他方、摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由が行為者に認められるか

(30) 大判昭一二・二・二七刑集一六卷一四〇頁。

大判大一三 · 七 · 二九刑集三卷七二一頁。

判時九一七号六三頁)などがある。

 $\widehat{31}$

 $\widehat{32}$ 例の判断枠組み(すなわち、不法行為の成立を例外的ケースとみることにより、違法性をきわめて厳格に解する)とは対照的 田口・前掲注(14)一七二頁は、客観的事実と合致していれば違法でないという判例理論は、「不当訴訟に関する裁判

に、不法行為の成立を例外視しない前提で、違法性の判断に絞りをかけているものと解される」としたうえで、「こうした態度

(補遺

告訴権の濫用的行使と民事不法行為責任

- $\widehat{33}$ 告訴・告発権と憲法で保障された「裁判を受ける権利」との違いからして、正当といえよう」とする。 〔藤永幸治ほか編〕 『大コンメンタール刑事訴訟法・第三巻』(青林書院、一九九六年)六三六頁
- $\widehat{35}$ 髙﨑・前掲注 (33) 六三三頁

 $\widehat{34}$

大判昭六・一○・一九刑集一○巻四六三頁

 $\widehat{36}$ $\widehat{33}$ 六三三頁。具体的には、名誉毀損罪の告訴に対する侮辱罪 (大判昭一〇・四・八刑集一 四巻四〇

傷害罪の告訴に対する暴行罪(大判昭八・一〇・三〇刑集一二巻一八五四頁)がある。

行われるとともに、重要な判示事項を含むため、ここでその要点を掲げる(また、必要最小限の範囲で、 物未登載 脱稿後に、【35】長野地上田支部判平二三・一・一四の控訴審判決である【35-2】東京高判平二三・一・一 (控訴棄却、 上告)に触れた。詳細については次回以降の分割掲載の中で検討するが、理由の補充・修正が 前記本文に 四公刊

〔補遺―〕として盛り込んだ)。

がら、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たにもかかわらず、あえて告訴をし、当該告訴が告訴制度の趣旨 は、不当訴訟等の場合と同じく、①告訴の内容が事実的根拠、法律的根拠を欠くこと、②告訴人がそのことを知りな に照らして著しく相当性を欠くものと認められることを要すると主張し、同主張は相当と解される」と判示した上で、

まず、告訴について不法行為が成立する基準について、「控訴人〔告訴人〕は、告訴について不法行為が成立するの

のものは妥当であるが、「告訴制度の趣旨」について何ら言及がされておらず、どのように「告訴制度の趣旨に反して」 本件告訴のうち殺人罪に関する部分および名誉毀損罪に関する部分のいずれもが、この基準を満たすとした。基準そ

いるかが明確にされていないところに問題がある。

112 が、被控訴人〔被告訴人〕の内心の問題である以上、関連する事実関係を詳しく調べなければ判断でき」ないことと また、注意義務に関して、「自殺を予見し、これを認容していたかどうか(自殺の蓋然性を認識していたかどうか)

指摘するとともに、「自殺することの予見可能性と自殺の認容(又は自殺の蓋然性)が被控訴人〔被告訴人〕にあった

ことは、未必の故意による殺人罪の成立には不可欠であり、それについての調査をなおざりにして本件告訴をするこ

とは許されない」とする。強制的な捜査権限をもたないがゆえの告訴人(および告訴代理人弁護士)の調査能力の限

界や「故意」ないし「内心の問題」であるがゆえの調査の困難性を看過しているところに問題がある。

さらに、告訴代理人弁護士の不法行為責任に関して、「弁護人である控訴人〔告訴代理人〕は、その職責上、本件告訴

をするに際し、第一次的に弁護士としての判断と責任に基づいて対応すべきであり、このことは、依頼者の意向よりも

重いというべきである」と判示した上で、前記の基準を満たし、自ら不法行為責任を負うとした。告訴任意代理制度の

三合併号(上井長久教授古稀記念論文集)(二〇一二年)二五五頁以下を参照)を看過しているところに問題がある。 意義および同制度における代理人弁護士の役割 (拙稿「任意代理人による告訴と被害者支援思想」法律論叢八四巻二・

律

論

叢

法